

第4次 新見市地域福祉活動計画

計画期間：令和6年度～令和11年度

にこにこ
いきいき
みんなで作ろう
やさしいまち



新見市社協イメージキャラクター
「ピオーラちゃん」

～地域共生社会の実現に向けて～



社会福祉法人 新見市社会福祉協議会

はじめに



社会福祉法人 新見市社会福祉協議会
会長 **逸見 孝明**

本会では、第1次新見市地域福祉活動計画（平成21年3月策定）から「にこにこ いきいき みんなでつくろうやさしいまち～地域共生社会の実現に向けて～」を基本理念に、地域の皆様とともに地域での福祉活動の推進を図ってまいりました。

令和2年度から令和5年度まで第3次新見市地域福祉活動計画に基づき、地域福祉の推進を図ってまいりましたが、その間、少子高齢化、人口減少が急速に進むとともに、新型コロナウイルス感染症の流行等の影響により、生活困窮者の増加や人と人とのつながりの希薄化など、これまで見えていなかった複雑・多様化した生活上の課題を抱える人や世帯が顕在化してきました。

今回策定いたしました「第4次新見市地域福祉活動計画」は令和11年度までを計画期間とし、これまでの基本理念を継承し、地域での居場所づくりや支え合い活動の推進、生活困窮者や権利擁護などについての相談支援の充実、地区社会福祉協議会等の基盤強化に努め、急激な人口減少下にあっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

本計画は、新見市が策定された第3期新見市地域福祉計画と連携・協働し、地域の皆様をはじめ行政や関係機関、企業、福祉団体等とともに各事業に取り組み、新見市の地域福祉を推進してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、審議を重ねていただきました地域福祉活動計画策定委員をはじめ、広く貴重なご意見をいただきました皆様に対し、心から厚くお礼申し上げます。

【目 次】

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画策定の目的	1
第3節	計画の位置づけ	2
第4節	計画期間	3
第5節	計画の策定体制と方法	4
第2章	新見市の現状	5
第1節	新見市の概要	5
第2節	地域福祉の現状	8
第3章	第3次新見市地域福祉活動計画に 基づいた取組の成果と課題	16
第4章	計画の基本的な考え方	18
第1節	計画の基本理念	18
第2節	計画の基本目標	18
第3節	計画の体系	20
第5章	基本目標ごとの取組	21
第6章	相談支援体制と地域福祉のすがた	30
第7章	計画の推進	33
資料編		
資料1	新見市地域福祉活動計画に関するアンケート結果の抜粋	34
資料2	福祉委員活動アンケート	45
資料3	中高生アンケート	49
資料4	第3次新見市地域福祉活動計画事業評価	56
資料5	第4次新見市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	64
資料6	第4次新見市地域福祉活動計画策定委員名簿	65
資料7	第4次新見市地域福祉活動計画策定経過	66
資料8	用語解説	67

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

新見市社会福祉協議会（以下「本会」）では、人口減少、急速な少子高齢化の進行や生活様式の変化などにより、人と人とのつながりが希薄化している中、令和2年3月に、「にこにこいきいき みんなでつくろうやさしいまち」を計画の基本理念に第3次新見市地域福祉活動計画を策定しました。この計画に基づき地域福祉の中核機関として、あらゆる生活課題に対応するための相談体制を強化するとともに、地域での見守り・ふれあい・助け合い活動の充実や、福祉課題解決に向けた協議の場を設け、新たな支え合い活動創出と、地区社会福祉協議会機能の強化に努めてまいりました。

この間には新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に困窮する人や様々な生活上の課題を抱える世帯が顕在化し、複合・複雑化する課題への対応がより一層必要となっています。

このように、制度・分野ごとの縦割りでは解決できない複合的な課題や制度の狭間などの課題に対応していくためには、生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制づくりを行い、さらに住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みることができる環境の整備と、「支え手」「受け手」という関係によることなく、誰もが生きがいと役割を持って地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要です。

国においても、孤立・孤独対策推進法（令和6年4月施行）の制定など、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指しています。

こうしたことから、本会では第3次新見市地域福祉活動計画の成果を踏まえるとともに、新見市が第3期新見市地域福祉計画策定にあたり実施したアンケート調査や、本会が行った福祉委員・中高校生を対象としたアンケートの結果、及び社会福祉法の理念や全国社会福祉協議会が示す「社協・生活支援活動強化方針」などに基づき、地域共生社会の実現に向けて様々な福祉課題に対応した第4次新見市地域福祉活動計画を策定いたします。

第2節 計画策定の目的

すべての市民が地域の一員としてのつながりを持ち、住み慣れた地域でともに支え合うことによって、安心した生活を送ることが大切です。

そのためには、住民同士の支え合いによる支援と公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の推進が必要とされます。

本計画は、地域福祉に関連する施策を推進するとともに、そのための仕組づくりを通して、幅広い地域住民や事業者などの参加と協働により、安心して暮らせる地域共生社会を実現することを目的とします。

第3節 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法と地域福祉活動計画との関係

社会福祉法において、地域福祉の推進は地域住民をはじめとし、社会福祉を目的とした事業を行う者などが協力して行うものと定められています。

本計画は地域福祉を推進する団体として位置づけられている社会福祉協議会が中心となって、地域住民や地域の様々な機関・団体などと一緒に、福祉のまちづくりを進めていくための指針となるものであり、民間組織としての柔軟性を活かした事業を実施、推進していくための活動・行動計画となります。

社会福祉法における地域福祉の推進と、社会福祉協議会の位置づけは次のようになります。

■資料：社会福祉法（抜粋）■

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第2項略

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

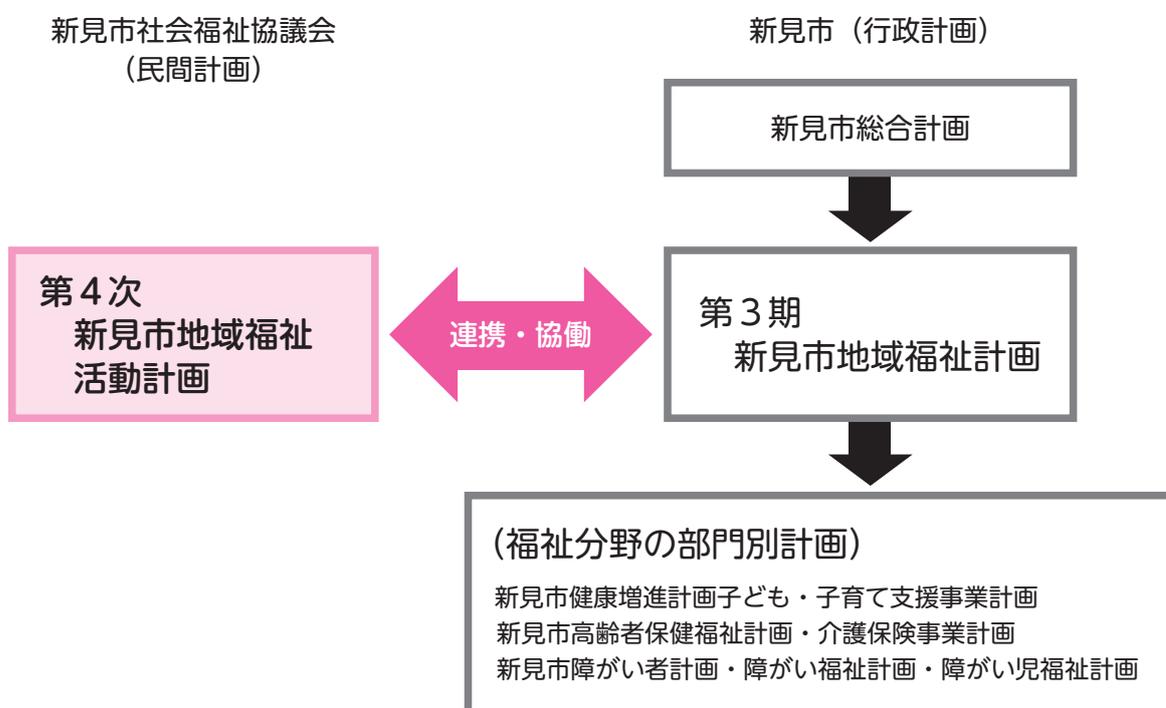
第2項以下略

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が主導で、市民、関係団体、関係機関などが相互に協力して、地域福祉の推進を目的として策定する民間の「活動・行動計画」です。次代に必要な地域福祉のニーズへの対応や、新見市の福祉課題の解決を目指して、市民や関係団体が行う様々な活動を組織的・体系的に推進することを目的とし、年度ごとの取組を定めるものです。

本計画は、新見市が策定している第3期新見市地域福祉計画と整合性を保ちながら一体的に推進することで、地域福祉のさらなる向上を目指すものです。

■計画の位置づけ■



第4節 計画期間

本計画の計画期間は、第3期新見市地域福祉計画と整合性を果たさせるため令和6年度から令和11年度までの6か年とします。なお、必要に応じて随時計画の見直しを行います。

第5節 計画の策定体制と方法

(1) 新見市地域福祉活動計画策定委員会による検討

本計画の策定にあたっては、有識者、社会福祉団体等の代表、関係行政機関の職員等で構成する「新見市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する活動の推進について協議するとともに、その意見を計画に反映しました。

(2) 第3次新見市地域福祉活動計画の評価

第3次新見市地域福祉活動計画事業評価委員会において4年間の事業評価を行い、第4次新見市地域福祉活動計画策定に反映しました。

(3) 地域福祉に関する課題やニーズの把握について

- ①新見市が第3期新見市地域福祉計画策定にあたり、日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する考えなどを把握することを目的に実施した新見市地域福祉計画に関するアンケート調査や、福祉団体に対するアンケート、本会が行った福祉委員アンケート、中高生アンケートの結果を基礎資料としました。
- ②各地域で実施している小地域ケア会議や福祉連絡会での意見、及び地区社会福祉協議会(以下「地区社協」)等の代表者を中心としたワークショップを実施し、取組の方向性の参考にしました。

(4) パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、より広く市民の意見を聴取しました。

- ・期 間 令和6年2月15日～令和6年3月7日
- ・方 法 本会（本所・各支所）に計画（案）閲覧場所の設置
本会のホームページに公開

(5) 推進チーム会議・作業部会

本会の幹部職員による推進チーム会議と、若手職員も含めた作業部会を行い、計画の骨子を作成しました。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定委員会			●				●			●	●
事業評価委員会							●				
アンケート				一般 福祉委員 中高生		団体					
ワークショップ							●				
パブリックコメント											→
推進チーム会議	→										
作業部会											→

第2章 新見市の現状

第1節 新見市の概要

1 地勢と交通

(1) 地勢

新見市は、岡山県の西北端に位置し、三大河川の一つである高梁川の源流域でもあります。南は高梁市、東は真庭市に、そして北は鳥取県日野郡、西は広島県庄原市に接しています。

本市の面積は793.29km²で岡山県の11.2%を占めています。全域が中国山地の脊梁地帯に属するため、起伏の多い地形であり、総面積の86.0%にあたる682.25km²を森林が、3.7%にあたる29.48km²を耕地が占めています。

(2) 交通

本市には、近畿方面と広島・九州方面を結ぶ中国自動車道が通り、米子方面と岡山・倉敷方面を結ぶ国道180号が南北に走るとともに、国道182号、県道新見勝山線が東西に走っています。あわせて、本市にはJR伯備線、JR姫新線及びJR芸備線が通っており、新見駅がそれらの結節点となっているなど、交通の要衝となっています。また、本市の公共交通の中心となっている路線バスは、民間事業者の路線バスと市営バスが運行していますが、利用者は全体的に減少傾向にあり、市民の利便性の向上を図るため、新たな交通として予約型乗合タクシーの導入を進めています。

2 人口の推移

(1) 総人口の推移

住民基本台帳による令和5年3月末現在の総人口は、26,894人となっています。年齢3区分別人口でみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口のいずれも減少傾向が続いています。高齢化率（老年人口比率）は令和5年3月末現在で43.2%と、老年人口が減少している一方で高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口と年齢3区分別人口の推移■

単位：人、%

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口 (15歳未満)	人口	2,896	2,765	2,630	2,501	2,374
	(構成比)	9.9	9.6	9.3	9.1	8.8
生産年齢人口 (15～64歳)	人口	14,331	14,030	13,700	13,269	12,901
	(構成比)	48.9	48.7	48.6	48.2	48.0
老年人口 (65歳以上)	人口	12,059	11,991	11,864	11,750	11,619
	(構成比)	41.2	41.7	42.1	42.7	43.2
総人口		29,286	28,786	28,194	27,520	26,894

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

■新見市の人口の推移■

単位：人



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、本市の人口は今後も減少を続け、令和32年以降は総人口が1万5千人を下回り、総人口は令和2年比で2分の1程度まで縮小することが見込まれています。総人口に占める老年人口の割合（高齢化率）をみると、令和32年には49.2%と5割に近くなります。

■年齢3区分別人口の将来推計■

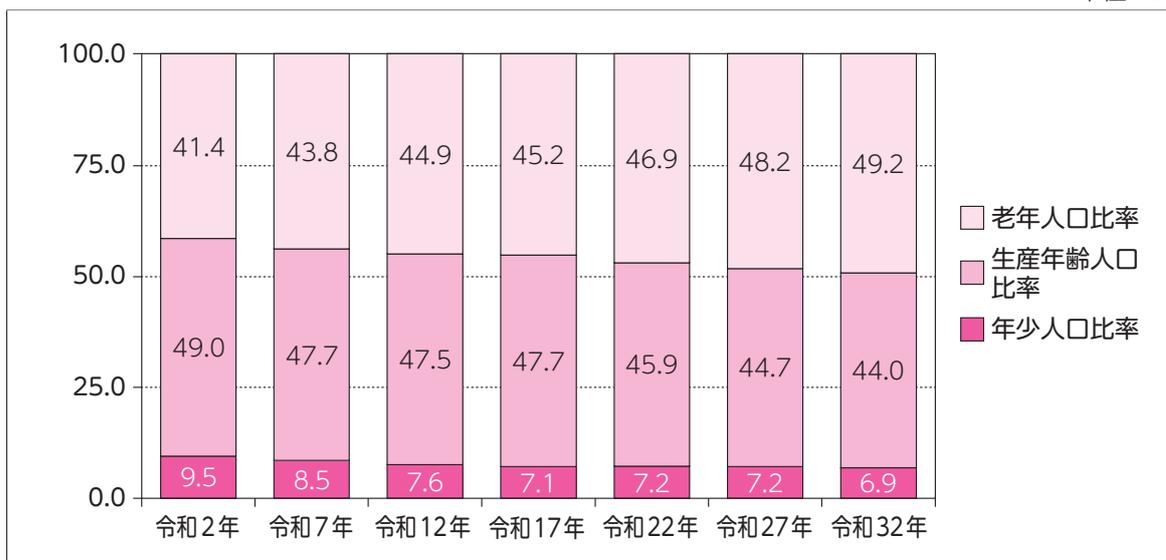
単位：人



資料：国立社会保障・人口問題研究所推計

■年齢3区分別人口の将来推計■

単位：%



資料：国立社会保障・人口問題研究所推計

※端数処理により、年齢3区分別人口比率の和は100.0%とならない場合がある。

第2節 地域福祉の現状

1 支援を必要とする人の現状

(1) 子ども・子育て世代

本市に居住する18歳未満の人口は令和5年3月末現在、3,062人となっており、総人口のうち11.4%を占めています。少子化に伴い、18歳未満人口、18歳未満人口比率ともに低下しています。

■総人口と子ども（18歳未満）人口、子ども人口比率の推移■

単位：人、%

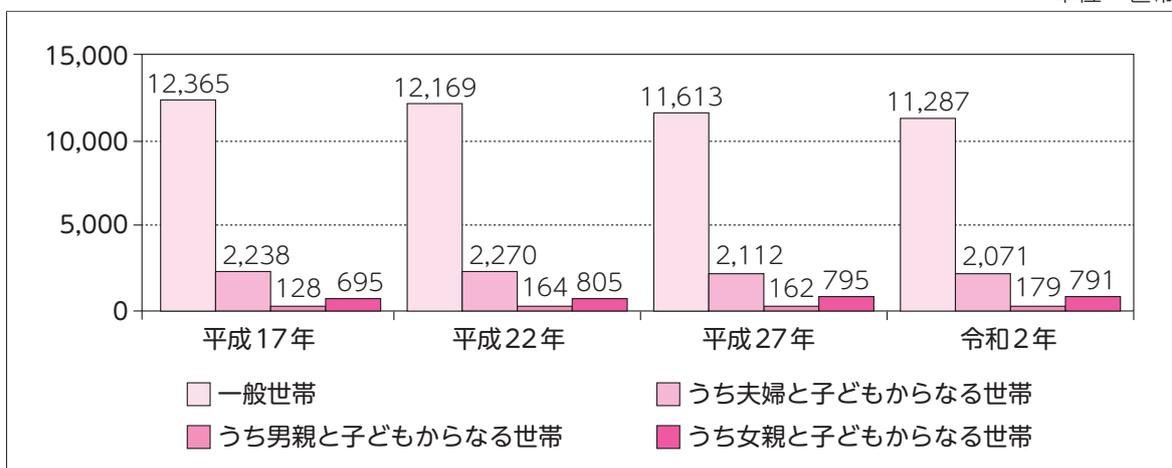


資料：住民基本台帳（各年3月末）

また、子どものいる世帯数についてみると、一般世帯数が減少している一方で、「うち男親と子どもから成る世帯」、「うち女親と子どもから成る世帯」は平成22年以降、横ばいとなっており、社会的支援の重要性が高まっていることがわかります。

■子どものいる世帯数の推移■

単位：世帯



資料：国勢調査

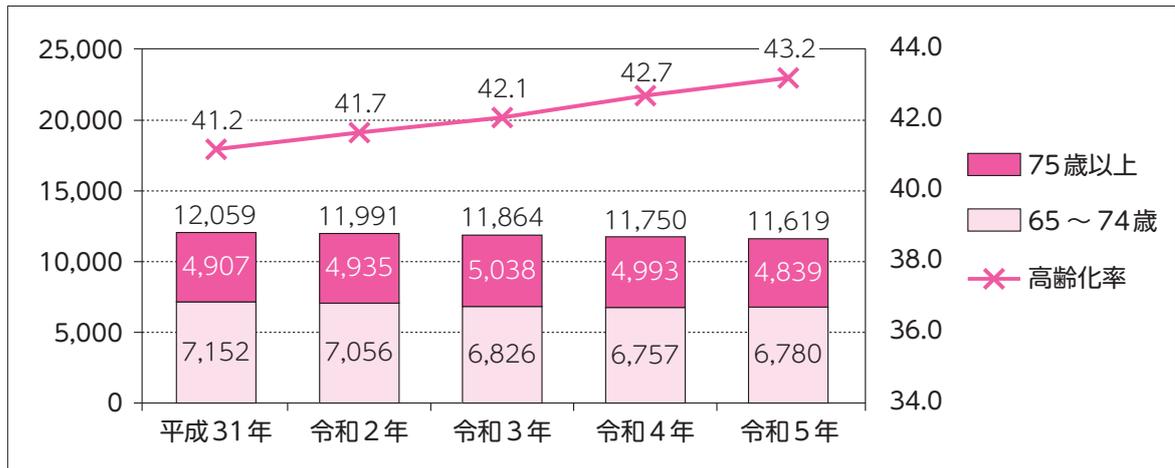
(2) 高齢者

高齢者数の推移をみると、令和5年3月末現在、前期高齢者に当たる65～74歳は6,780人、後期高齢者にあたる75歳以上は4,839人、高齢化率は43.2%となっています。

高齢者数は平成31年以降減少傾向を示しています。

■高齢者人口と高齢化率の推移■

単位：人、%

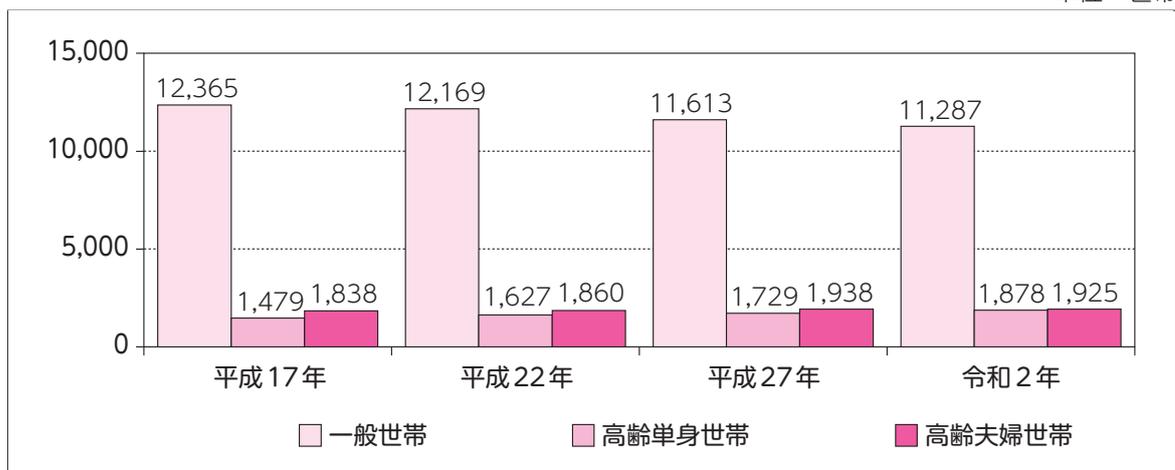


資料：住民基本台帳（各年3月末）

また、高齢者世帯についてみると、高齢化に伴い「高齢単身世帯」は増加傾向にあり、「高齢夫婦世帯」は令和2年ではやや減少となっています。高齢者の孤立を防ぐための取組の重要性が高まっています。何らかの支援を必要とする人は今後も増加することが想定されます。

■高齢者のいる世帯の推移■

単位：世帯



資料：国勢調査

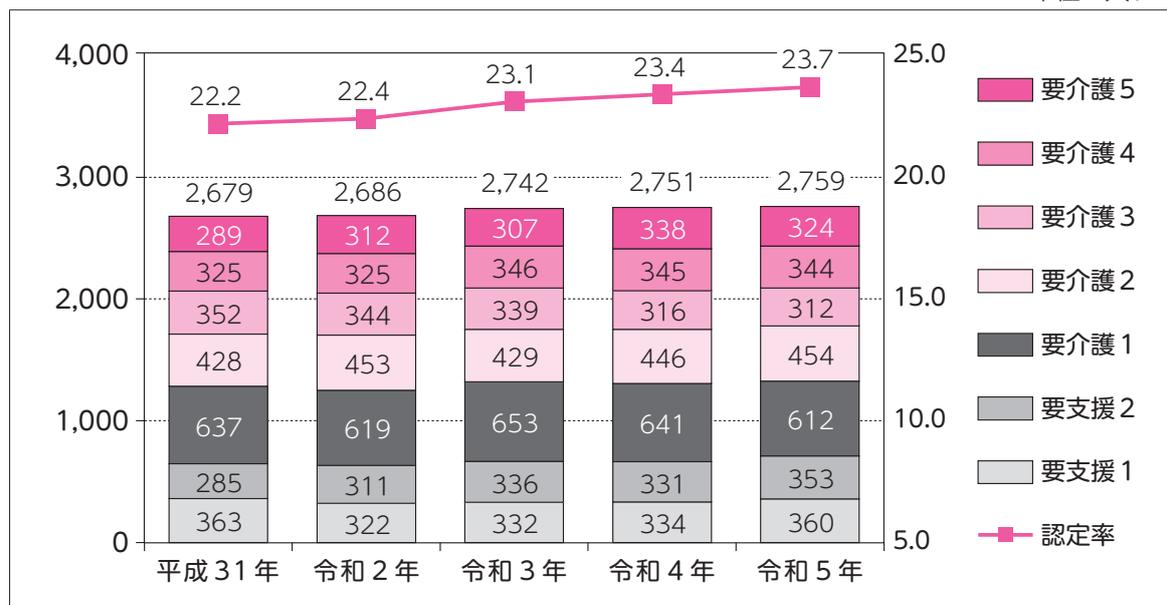
平成31年から令和5年における要介護（要支援）認定者数についてみると、要介護（要支援）認定者数は増加傾向を示していることがわかります。

認定率でみると、平成31年以降はいずれも20%を超えており、令和5年には23.7%となっています。

令和7年には団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となることから、要介護（要支援）認定者数は今後増加する可能性が高いと想定されます。

■要介護（要支援）認定者数の推移■

単位：人、%



資料：地域包括ケアシステム見える化システム（各年4月1日）

(3) 障がい者

本市に居住する障害者手帳の所持者数（総数）の推移をみると、減少傾向にあることがわかります。身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者は微増、精神障害者保健福祉手帳所持者は横ばいとなっています。

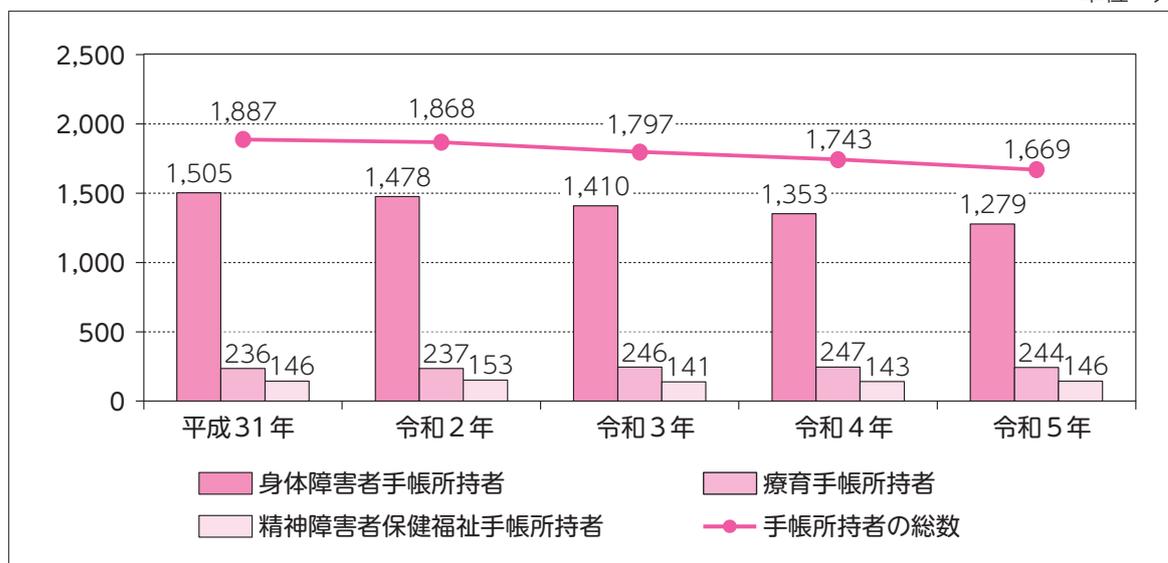
また、身体障害者手帳所持者の年齢構成をみると、手帳所持者のほとんどを18歳以上の障がい者が占めています。65歳以上（高齢者）の身体障害者手帳所持者は、令和5年では82.1%を占めています。

療育手帳所持者は18～64歳で増加傾向にあり、18歳未満及び65歳以上では微減となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者については、18～64歳でおよそ8割を占めているなかで増加傾向にあり、18歳未満及び65歳以上では横ばいとなっています。

■障害者手帳所持者数の推移■

単位：人



資料：新見市福祉課（各年3月末）

■障害者手帳所持者数の年齢別推移■

単位：人

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者 手帳所持者	18歳未満	13	15	15	14	8
	18～64歳	252	248	233	235	221
	65歳以上	1,240	1,215	1,162	1,104	1,050
	計	1,505	1,478	1,410	1,353	1,279
療育手帳 所持者	18歳未満	44	40	41	36	34
	18～64歳	162	167	173	182	182
	65歳以上	30	30	32	29	28
	計	236	237	246	247	244
精神障害者 保健福祉手帳 所持者	18歳未満	5	5	3	3	4
	18～64歳	116	123	115	116	119
	65歳以上	25	25	23	24	23
	計	146	153	141	143	146

資料：新見市福祉課（各年3月末）

(4) その他支援を必要とする人

生活保護の受給世帯と世帯に属する人員は以下のとおりです。生活保護受給世帯数と世帯に属する人員は減少傾向を示しています。

■生活保護の受給世帯と世帯に属する人員の推移■

単位：世帯、人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世帯数	163	157	144	138	128
人員	190	183	167	157	144

資料：新見市福祉課（各年4月1日）

生活困窮者と自立支援制度における支援の状況は以下のとおりです。

■生活困窮相談件数と自立支援制度における支援の状況の推移■

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活困窮相談件数	583	1,017	689	1,503
自立支援制度におけるプラン策定数	5	0	2	9

資料：新見市福祉課

本市の自殺者数と自殺死亡率については、以下のとおりです。

■自殺者数と自殺死亡率の推移■

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
自殺者数	8	3	7	5
自殺死亡率	19.8	10.1	24.1	15.5

資料：厚生労働省「人口動態統計」、地域自殺実態プロフィール2022（いのちを支える自殺対策推進センター）
※自殺死亡率は人口10万人対の数値。

2 地域福祉を支える人の現状

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員数はこの5年間で変化していません。

■民生委員・児童委員数の推移■

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人員	133	133	133	133	133

資料：新見市福祉課（各年4月1日）

(2) 福祉委員

福祉委員数は、この5年間で微減となっています。

■福祉委員数の推移■

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人員	854	853	844	837	836

資料：社会福祉協議会（各年4月1日）

(3) 地区社会福祉協議会・地域運営組織

地区社会福祉協議会は、5年間で増加傾向にあります。また地域運営組織は令和2年より各地区で組織化され、令和5年では18の地区で組織化され、福祉部が地区社会福祉協議会の機能を持ち活動を行っています。

■地区社会福祉協議会（地域運営組織福祉部）数の推移■

単位：組織

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
組織数	40 (－)	43 (2)	45 (6)	45 (11)	48 (18)

資料：新見市総合政策課、社会福祉協議会（各年4月1日）

※ () はそのうちの地域運営組織数

④ ボランティア団体

ボランティア団体数はこの数年で変化していませんが、所属する人数が平成31年から増加しています。また、個人ボランティアについても増加傾向にあります。

■ ボランティア数の推移 ■

単位：団体、人

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
グループ	団体数	4	4	4	4	4
	所属する人数	266	269	269	248	298
個人		18	18	59	51	87
登録人数の合計		284	287	328	299	385

資料：社会福祉協議会（各年4月1日）

⑤ ふれあいサロン・集いの場

ふれあいサロンなどの集いの場は、減少傾向にあります。

■ ふれあいサロン・集いの場の推移 ■

単位：数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設置数	94	83	81	81

資料：社会福祉協議会

第3章 第3次新見市地域福祉活動計画に基づいた取組の成果と課題

第3次新見市地域福祉活動計画における取組を踏まえ成果と今後の課題について、基本目標ごとにまとめました。

基本目標1 福祉の心を育てよう

- 活動目標(1) 福祉意識の啓発
- 活動目標(2) 福祉教育の推進
- 活動目標(3) ボランティア活動の推進

コロナ禍においても福祉大会を毎年開催し、記念講演や地域福祉活動者による取組発表を行うことにより、地域福祉への関心を高めることができました。また、社協ホームページのリニューアルやFacebook、まいぷれの開設のほか、法人パンフレットの作成など様々な情報発信手段を取り入れ、積極的な社協活動の広報により本会の理解促進に努めるとともに、各種研修会等を通じて福祉意識の啓発に努めました。

福祉教育の推進では、ちょボラや夏のボランティア体験事業（夏ボラ）など、小中高生へボランティアの機会を提供しました。夏ボラは、コロナ禍のため福祉施設での体験型のボランティア活動の提供が困難な状況であったため、郷土の偉人が始めた募金活動（社会鍋）を行ったり、介護予防体操DVDを作成し福祉施設で交流するなど、新たな視点でボランティア活動の推進に取り組むことができました。青壮年層へ向けた出前福祉教室はあまり実施できませんでしたが、福祉連絡会や小地域ケア会議など各種事業等において福祉教育の推進を図りました。

また、災害ボランティア、傾聴ボランティアの養成講座を毎年実施し、ボランティア登録者を増やすとともに、市内企業、団体等と災害時における連携・強化に向けた取組に着手し、ボランティア活動の推進を図りました。

今後も、幅広い年代層の方が福祉活動に関心が持てるよう、効果的な媒体を活用して、本会の活動を積極的に発信するとともに、各種ボランティア講座や社協の様々な事業や会議を通じて、福祉教育やボランティア活動の推進を継続的に行うことが必要です。

基本目標2 ともに支えあおう

- 活動目標(1) 地域での居場所づくり・交流の場づくりの推進
- 活動目標(2) 気にしあい支えあう活動の推進
- 活動目標(3) 支えあいの組織づくりの推進

新型コロナウイルス感染症の流行により、集いの場の活動に低迷が見られましたが、ふれあいサロンを中心に、感染症拡大に留意しながら、身近な地域での居場所・交流の場づくりを推進し、

介護予防や孤立感・不安感の解消に努めました。また、福祉連絡会や小地域ケア会議等を通して身近な地域での見守り活動の推進を図りました。

さらに、地域住民をはじめ行政等と連携・協働し、地域ぐるみで支え合う組織づくりの支援を行い、21地区（令和6年1月末）で地域運営組織が設立されました。本会では地域運営組織の福祉部等に地区社協機能を設け、地域福祉活動の支援や、担い手育成の講座や各種会議を通して地区社協等の組織活動を支援しました。

引き続き地域で孤立しがちな方への見守りや集いの場等への参加促進を図るとともに、地域での課題解決に向けた活動の創出や、ボランティア・地域活動の担い手の育成及び理解者・協力者を増やす取組などを地区社協等と連携して取り組むことが必要です。

基本目標3 福祉環境の充実を図ろう

活動目標(1) 相談支援の充実

活動目標(2) 権利擁護の推進

活動目標(3) 地域生活の支援

新見市生活相談支援センターを中心として、あらゆる相談に応じるとともに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急小口資金等特例貸付の受付窓口として相談や支援を行いました。また、関係団体と連携しフードドライブ事業、ぴおーらキッチン（地域食堂）を実施するなど、食の支援や居場所づくりを行いました。

法人後見・権利擁護推進事業においては、適正に成年後見人等としての役割を果たすとともに、行政と連携し市民後見人の育成や中核機関として市民や市民後見人への相談に応じるなど、成年後見制度の利用促進を図ることができました。

在宅介護の支援においては、ピオーラカフェや介護者の集い・くつろぎの家を定期的を開催し、認知症の人やその家族、地域の人同士の交流の場づくりや、認知症への理解促進に努めました。

今後も新見市生活相談支援センターと新見市成年後見相談センターを中心に、あらゆる相談に応じ関係機関と連携して支援を行い、地域で安心して心豊かに過ごせるよう福祉環境の充実を図ることが必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

新見市地域福祉活動計画では、第1次計画から基本理念に「にこにこ いきいき みんなでつくろう やさしいまち」、基本目標に「福祉の心を育てよう」「ともに支えあおう」「福祉環境の充実を図ろう」の3つを掲げ、地域福祉活動の推進を図ってまいりました。

少子高齢化、人口減少が急速に進む中、新型コロナウイルス感染症の流行等の影響により、生活困窮者の増加やこれまで見えていなかった複雑・多様化した生活上の課題を抱える人や世帯が顕在化しました。

こうしたことから、本会では1次計画から掲げている基本理念を継承し、誰もが明るく、笑顔で、生きがいをもって暮らせるよう、ともに支え合う地域共生社会の実現を目指します。

基本理念：にこにこ いきいき みんなでつくろう やさしいまち
～地域共生社会の実現に向けて～

第2節 計画の基本目標

基本理念の達成に向けて、3つの基本目標を設定します。

基本目標1 福祉の心を育てよう ～一人ひとりの福祉の心が育つまち～

1 福祉意識の啓発

地域福祉への関心を高めるための福祉大会や講座などを開催するとともに、広報紙やSNS等の様々な手段により福祉情報を発信し、福祉活動への参加促進を図り住民主体の地域福祉を推進します。

2 福祉教育の推進

子どもから高齢者まで様々な世代に向けた福祉に関する学習や体験の機会を提供し、福祉教育を推進します。

3 ボランティア・地域福祉活動の推進

各地域での福祉ニーズに基づいた講座・研修会を行い、ボランティア・地域福祉活動者の育成や、地域福祉活動の充実を図ります。

基本目標2 ともに支えあおう ～一人ひとりがつながり支えあうまち～

1 地域での居場所づくり・交流の場づくりの推進

身近な地域で孤立を防ぐための居場所づくりや、誰もが参加しやすい交流の場づくりを推進します。

2 気にしあい支えあう活動の推進

身近な地域で一人暮らし高齢者などの孤独・孤立を防止するために、様々な方法で見守り活動を推進します。また、福祉課題の早期発見やその解決に向けての支え合い活動を推進します。

3 支えあいの組織づくりの推進

地域共生社会の実現を目指し、地域の福祉課題の解決に向けた取組ができる組織づくりや担い手の育成、活動創出の支援を行います。

基本目標3 ふだんの暮らしを支えよう ～一人ひとりが安心して暮らせるまち～

1 相談体制の充実

新見市生活相談支援センターを中心に、生活困窮やひきこもりなどあらゆる生活上の相談に対応できる相談体制の充実を図るとともに、関係機関等と連携を強化し、解決に向けたきめ細やかな支援を行います。

2 権利擁護の推進

新見市成年後見相談センターを中心に、判断能力が不十分な高齢者や障がいがある人などの権利と財産が守られ、安心して地域生活を送ることができるよう相談支援の充実を図るとともに、専門職・関係機関と連携し権利擁護の推進に努めます。

3 日常生活の支援

認知症や障がいなどへの理解促進を図り、一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう日常生活に必要な支援を行います。

第5章 基本目標ごとの取組

基本目標

1

福祉の心を育てよう

～一人ひとりの福祉の心が育つまち～

- ◆福祉意識の啓発
- ◆福祉教育の推進
- ◆ボランティア・地域福祉活動の推進

高齢化や人口減少が進む中、地域や家庭等の人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきたことが国の課題の1つとして挙げられます。こうした中、地域共生社会の実現には市民のみなさん一人ひとりが地域の課題や福祉に関心を持ち、我が事（自分事）として考えることが重要です。

新見市地域福祉計画に関するアンケート結果（以下「市のアンケート」）によると、ボランティア活動等の福祉との関わりについて、「いずれの活動もしていない（58.6%）」と回答した方が、最も高い割合を占めています< p.35、問29 >。その理由として「学校、仕事、家事などが忙しくて時間が取れない（32.9%）」が多い一方、「活動する情報がない・少ない（15.4%）」、「身近に活動グループ・仲間がない（9.9%）」、「活動したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない（7.9%）」という意見もあります< p.36、問29-② >。

本会に期待する役割については、「地域福祉活動や住民参加の支援（38.3%）」に次いで、「福祉情報の発信（34.0%）」が上位を占めています< p.41、問38-1 >。市内の中高生（711人）を対象に行ったアンケート結果では、地域や公民館行事への参加について、約半数の方が「時々参加している（51.0%）」と回答しています< p.49、問3 >。引き続き、広報紙等による情報発信や、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用し若年層を含む多世代に向けて迅速に情報発信を行うとともに、年齢層に応じた福祉教育や講座等を実施することで、福祉に関心を持ってもらう機会を増やすことが必要です。

また、依然として全国各地で地震や水害などによる災害が頻発しており、本市においても令和元年集中豪雨災害によって学んだ教訓を活かし、引き続き災害ボランティアの養成や、市内での災害時における各種団体等との連携強化に取り組むことが必要です。

□市民のみなさん一人ひとりに取り組んでいただきたいこと



●福祉情報を入手し活用する

社協だよりや市の広報紙、SNS等から福祉情報を入手し、関心のあるイベントや講座、研修会に参加したり、相談窓口を利用する等、情報を入手したらぜひ活用してみましょう。

●興味・関心のある活動に参加する

関心のある活動や講座等に家族や友人、近所の人等を誘って一緒に参加してみましょう。

●得た情報を伝える

講座や研修会等で学んだことや活動を通して経験したことを、家族や友人、近所の人に伝えてみましょう。

✓社協の具体的な取組 ～基本目標 1 福祉の心を育てよう～

事業概要等	実施内容
<p>◆福祉大会 【事業内容・方針】 支え合い活動が市内に広がることや福祉への関心を高めることなどを目的として、地域住民による活動発表と記念講演を行います。 【推進方法】 毎年開催し、5年に1度、地域福祉功労者等の顕彰を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合い活動等の取組発表の実施 ・記念講演の実施 ・地域福祉活動者の顕彰
<p>◆福祉情報の発信 【事業内容・方針】 広報紙やホームページ、SNSなど時代に即応した媒体により本会の活動などについて広報します。 【推進方法等】 年6回社協だよりを発行し、令和6年度からInstagramによる情報発信を開始します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりの発行 ・ホームページの更新 ・各種マスコミへの情報提供 ・SNSによる情報発信 ⑨ Instagramの開設
<p>◆社協会員の加入促進 【事業内容・方針】 社協会員の加入促進を図り、地域福祉活動の財源を確保します。 【推進方法等】 地区社協等において啓発グッズ等を活用して会員会費の使い道をPRし、会員の加入促進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普通会员の加入促進 ・特別会員の加入促進 ・賛助会員の加入促進 ・社協会費のPR強化
<p>◆共同募金運動 【事業内容・方針】 様々な方法で募金活動を展開し、募金を通じて福祉に参加する意識を育むとともに、地域福祉の向上に役立てます。 【推進方法等】 募金の趣旨や活用方法などを周知し、計画募金として目標額の達成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根共同募金運動の実施 ・歳末たすけあい募金運動の実施 ・⑩ 新たな募金方法の検討

事業概要等	実施内容
<p>◆小学生向け福祉教育 【事業内容・方針】 小学生を対象に、福祉に関する学習や体験の機会を提供し、学童期からの福祉意識の醸成を図ります。 【推進方法等】 学習・体験内容の充実を図るとともに、家庭や地域で取り組むことができる新たなプログラムを検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ちょボラの推進（市内全校） ・ 出前福祉教室の実施
<p>◆夏のボランティア体験 【事業内容・方針】 夏休み中の中高生を対象に、ボランティア活動の機会の提供や、福祉に関する学びを深める研修会を開催し、ボランティア意識の醸成を図ります。 【推進方法等】 学校、受入施設のほか、地域団体等との連携を強化し、体験活動や研修会などの充実を図り、福祉教育を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設でのボランティア体験機会の提供 ・ 〇地域でのボランティア体験機会の提供
<p>◆災害ボランティア推進事業 【事業内容・方針】 災害ボランティアの養成、登録を推進し、災害時に迅速に活動できる体制を整備します。 【推進方法等】 毎年養成講座等を実施し、令和 11 年度末までに 200 人、10 団体のボランティア登録を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティア養成講座（集合型・出張型）の実施 ・ 災害ボランティア登録の推進（個人・団体） ・ 災害 V C 設置訓練の実施 ・ 災害 V C 設置・運営マニュアルの見直し（随時）
<p>◆〇ボランティア・福祉活動推進事業 【事業内容・方針】 様々なボランティアや支え合い活動推進講座により、福祉意識の醸成を図ります。 【推進方法等】 毎年、各地域の福祉ニーズに基づいた講座を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア・福祉活動推進講座の実施

ともに支えあおう

～一人ひとりがつながり支えあうまち～

- ◆地域での居場所づくり・交流の場づくりの推進
- ◆気にしあい支えあう活動の推進
- ◆支えあいの組織づくりの推進

新型コロナウイルス感染症の流行により、日常生活における孤独感や社会的孤立などの問題が浮き彫りになり、改めて人と人とのつながりや関わり、コミュニケーションの重要性を再認識することとなりました。

市のアンケート結果によると、福祉のまちづくりを進めるうえで重要と考える取組について、「周囲の理解と日常の見守り（35.7%）」の割合が高く＜p.43、問44＞、福祉委員（560人）を対象にしたアンケート結果でも、活動するうえで必要なことについて「見守りが必要な方に対する定期的な声かけや訪問（52%）」が上位を占めています＜p.47、問7＞。こうした見守り活動は、住民同士の交流のきっかけとなり、日常の些細な変化に気づくことで孤立しがちな人々も地域で安心して生活することにつながります。ともに支え合う地域づくりを進めるうえでは、欠かせない身近な活動といえます。

一方、地域内の交流や活動の実態に関して、子どもから高齢者まで住民による交流活動が活発であるかを問う項目では54.6%の方が「あまりそう思わない（31.7%）」「そう思わない（22.9%）」と回答しており＜p.34、問13＞、交流活動の促進が必要な状況です。また、福祉のまちづくりを進めるうえで重要と考える取組について、「住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める（32.1%）」「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる（28.7%）」が上位を占めています。地域に新たな居場所を設けることに加えて、孤立しがちな人に集いの場や地域活動に参加を促すなど、既存の取組の充実や活動継続に向けての支援が必要です＜p.43、問44＞。

また、地域で安心して生活するために必要なことについて「住民同士が困ったときに助けあう関係をつくる」が50.6%と半数を占めています＜p.37、問32＞。さらに、住民が助け合い支え合うために大切なことについて、地域福祉活動を行う次世代の人材育成と地域福祉のリーダーとなる人材の育成が合わせて39.8%と高い割合を占めています＜p.38、問33＞。本会に期待する役割においても「地域福祉活動や住民参加の支援（38.3%）」の割合が最も高く＜p.41、問38-1＞、住民同士で交流できる居場所や助け合いの活動をつくるだけでなく、担い手の育成や地域活動に参加できるよう支援することが必要です。

□市民のみなさん一人ひとりに取り組んでいただきたいこと



●日頃からのあいさつ・声かけ・見守り

隣近所の人を気にかけて、あいさつや声かけ、見守りをしましょう。日頃から会話をすることで、身近に相談ができる人をつくりましょう。

●地域の交流活動に参加する

家族や友人、近所の人などを誘って地域の行事や交流活動に参加しましょう。

●地域での交流の機会をつくる

地域の人と協力し合い「ふれあいサロン」等、多世代で交流できる居場所をつくりましょう。既存の取組の継続や新規立ち上げ等で困った際は社会福祉協議会に相談しましょう。

☑ **社協の具体的な取組** ～基本目標 2 とともに支えあおう～

事業概要等	実施内容
<p>◆集いの場推進事業 【事業内容・方針】 介護予防、地域住民の交流・仲間づくりの促進を目的として、誰でも参加しやすい集いの場づくりを支援します。 【推進方法】 集いの場未設置地区を重点的にアプローチし、立ち上げの支援を行います。毎年3か所の新規サロンの立ち上げを目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロンの推進 ・障がいがある人等の当事者サロンの推進 ・集いの場研修会・交流会の実施 ・集いの場のガイドブック・マップの作成 ・活動助成金の交付 ・⑨新規立ち上げ応援事業
<p>◆福祉委員設置・活動支援 【事業内容・方針】 地域の福祉課題を把握するアンテナ役として福祉委員を各地区に設置します。また、民生委員や地区社協等との情報共有の場を設け、見守り活動を推進します。 【推進方法等】 各地区で福祉連絡会を開催し、福祉委員の役割を周知することで全地区への福祉委員設置を目指します。また、民生委員や地区社協等と連携し、福祉委員活動の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員の設置 ・福祉連絡会の実施 ・あんしんカード設置の推進
<p>◆“ストップ孤立”訪問事業 【事業内容・方針】 様々な訪問活動をとおして、身近な地域での見守り活動の充実を図り、孤立・孤独の防止を推進します。 【推進方法等】 地区社協や民生委員等とともに、訪問活動を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者訪問の実施 ・友愛訪問の実施 ・歳末たすけあい訪問の実施

事業概要等	実施内容
<p>◆地域ささえあい推進事業</p> <p>【事業内容・方針】 地域住民と生活支援コーディネーター等の専門職が地域課題について協議する小地域ケア会議を実施し、地域に必要な生活支援サービスや地域活動（ボランティア）等の創出を支援します。</p> <p>【推進方法等】 全地区で小地域ケア会議の実施を目指します。地域内の事業者、団体等の連携を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしを支えるサービス一覧表の更新と活用促進 ・小地域ケア会議の実施 ・地域の福祉課題に基づく地域活動・ボランティア活動の創出支援 ・①福祉関係団体や様々なサービス事業者との連携強化
<p>◆地区社会福祉協議会の支援</p> <p>【事業内容・方針】 地区社協の支え合い活動を推進し、組織の基盤強化を支援します。また、地域活動の担い手の育成に向けた研修会を実施し、地域活動を支援します。</p> <p>【推進方法等】 福祉関係団体の連携強化を図り、地域の課題に基づいた全世代を対象とした地区社協活動が行えるよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進事業助成金の交付 ・地区社協等の基盤強化（地域運営組織） ・小地域福祉活動計画・将来計画の策定促進 ・研修会・地区社協情報交換会の実施 ・①担い手育成研修会の実施

ふだんの暮らしを支えよう

～一人ひとりが安心して暮らせるまち～

- ◆相談体制の充実
- ◆権利擁護の推進
- ◆日常生活の支援

新型コロナウイルス感染症の流行により、生活困窮者の増加やこれまで見ていなかった生活上の課題（生きづらさや孤独感、困りごと等）を抱える人や世帯が顕在化しました。各市町村では高齢や障がい、児童など属性や世代を問わずあらゆる生活課題に一体的に対応できる包括的な支援体制の整備が求められています。

市のアンケート結果では、悩みや不安がある場合の相談先として「家族・親族（76.5%）」「知人・友人（41.6%）」の割合が高く、自助力で課題解決を図ろうとする人が多い現状があります<p.39、問37>。一方「誰にも相談しない」と回答した人の割合は、少数ではありますが7.2%となっています。家族や親族、知人・友人等で解決できない場合には、各種専門機関や相談窓口につながるよう必要な情報を周知するだけでなく、支援を求めづらい方が適切なサービスが利用できるよう支援することも必要です。

本会では権利擁護の取組として平成31年度から法人後見を行うほか、令和元年度に新見市成年後見相談センターを設置、令和3年度からは中核機関を受託し、各種相談事業や権利擁護の普及啓発を行っています。成年後見制度について「制度の内容まで知っている（26.3%）」、「聞いたことはあるが内容まで知らない（48.4%）」と7割以上の認知度となっていますが、制度が必要な方が支援を受けられるよう窓口や制度のさらなる周知が必要と考えられます<p.43、問42>。

複雑で多様化する様々な生活上の問題に対応し、適切なサービスや制度につなげるためには、市民の方が気軽に相談できるよう窓口の周知を行うとともに、本会の様々な部門間の連携づくりや、各種専門機関等を含めた包括的な相談体制、及び住民や企業など多様な団体等との連携・協働による社会参加の支援などが必要です。

市民のみなさん一人ひとりに取り組んでいただきたいこと



●悩んだときは誰かに相談する

困ったり悩んだときには家族や友人、民生委員や福祉委員等、話がしやすい身近な人に相談しましょう。また、広報紙等に掲載されている各種相談窓口を確認し、解決できない問題は専門機関に相談しましょう。

●身近な福祉課題に関心を持つ

認知症や生活困窮、権利擁護等、身近な福祉課題に関心を持ち自分の知識を広げましょう。また、得た知識は困った時に活用したり身近な人に伝えましょう。

●隣近所で助けあう

困っている人を見かけたら声をかけ、できることがあれば助け合いましょう。また、必要に応じて情報（相談窓口等）を伝え、専門機関につなぎましょう。

☑ **社協の具体的な取組** ～基本目標3 ふだんの暮らしを支えよう～

事業概要等	実施内容
<p>◆各種相談所の開設 【事業内容・方針】 市民が抱える多様で複雑な問題に対し、気軽に相談できる相談所を開設します。 【推進方法等】 様々な相談内容に応じることができるよう、各種相談会を開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なんでも相談会の実施（年2回） ・法律相談会の実施（毎月） ・心配ごと相談会の実施（毎月）
<p>◆生活困窮者自立支援事業 【事業内容・方針】 経済的困窮やひきこもり、社会的孤立等あらゆる相談に応じ、生活の改善に向けたプランを作成し、相談者自らが生活再建することを支援します。 【推進方法等】 新見市生活相談支援センターを周知し、関係機関と連携し自立した生活に向けた相談支援を行います。ひきこもりなど潜在的なニーズに対応する相談窓口の周知や支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新見市生活相談支援センターの運営 ・支えあいの地域づくり研修会の実施 ・生活相談支援関係機関実務者連絡会の実施 ・フードドライブ活動・緊急支援事業 ・ぴおーらキッチン（地域食堂、交流事業）の実施 ・出前講座の実施 ・⑨市内事業者と連携した中間的就労のしくみづくりの検討
<p>◆法人後見・権利擁護推進事業 【事業内容・方針】 成年後見制度に関する相談窓口を設置し、相談体制の整備や権利擁護に関する啓発を行います。 認知症や障がい等により判断能力が不十分な方の権利を守るため、法人として後見人等となり、日常生活を支援します。 【推進方法等】 判断能力が不十分な方が安心した生活を送れるよう関係機関や地域住民と連携して支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新見市成年後見相談センター（中核機関）の運営 ・研修会・出前講座の実施 ・市民後見人フォローアップ研修の実施 ・市民後見人等の支援 ・法人後見の実施
<p>◆日常生活自立支援事業 【事業内容・方針】 判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行います。 【推進方法等】 利用者が地域で自立した生活を送れるよう関係機関や地域住民と連携し支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ・通帳等の預かりサービス ・⑩生活支援員の養成

事業概要等	実施内容
<p>◆生活福祉資金貸付事業 【事業内容・方針】 低所得者や高齢者、障がい者世帯等へ資金貸付による経済的支援及び相談援助を行います。 【推進方法等】 民生委員や関係機関等と連携し相談援助を行います。新型コロナウイルス感染症流行に伴う特例貸付（特例貸付）の借受人の状況把握や相談援助を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付相談窓口の設置 ・償還等の相談支援 ・特例貸付借受人の状況把握・相談支援
<p>◆家族介護者のつどい・くつろぎの家 【事業内容・方針】 在宅介護者同士の交流や心身のリフレッシュの機会を提供します。また、要介護者の一時預かりを行い、お互いが安心して過ごせる場を提供します。 【推進方法等】 市内居宅介護支援事業所等と連携し市内全域から参加者を募ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者同士の交流促進 ・要介護者の一時預かり
<p>◆ピオーラカフェ 【事業内容・方針】 認知症の人やその家族、地域の誰もが気軽に参加できる交流の機会や、専門職に相談できる場を提供し、認知症への理解を促進します。 【推進方法等】 キャラバンメイトなどの専門職を中心に、関係機関と連携し、年6回開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 ・認知症に関する講座の実施 ・交流の場の提供
<p>◆福祉車両・福祉機器等貸出事業 【事業内容・方針】 障がいのある人等の通院や外出支援を目的として、福祉車両・福祉機器等の貸出を行います。 【推進方法・目標等】 必要な方が利用できるよう、チラシ等で広報します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉車両の貸出 ・車いすの貸出
<p>◆地域における公益的取組の促進 【事業内容・方針】 新見市社会福祉法人連絡協議会と連携し、地域における制度の狭間にある様々な問題解決に向けて取り組みます。 【推進方法等】 各法人の強みを活かし、連携して制度の狭間にある様々な問題解決に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動「法人連協だより」の発行 ・研修会の実施 ・事業推進会議の実施

第6章 相談支援体制と地域福祉のすがた

本会では相談支援体制と地域福祉の目指す姿として、本会の活動を整理し構想図としてまとめました。

全国社会福祉協議会の「社協・生活支援活動強化方針 第2次アクションプラン」の強化方針である「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を2本柱として、その実現に向けて、次の4つの行動を強化し、地域共生社会の実現を目指すものです。

- ①アウトリーチの徹底
- ②相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築、生活支援体制づくり）
- ③地域づくりのための活動基盤整備
- ④行政とのパートナーシップ

【主な事項】

1 圏域について

新見市における地域福祉の推進範囲として4つの圏域で表しています。

- ・市町村域：市全域
- ・大きな日常生活圏域：概ね支所管内、中学校区
- ・小さな日常生活圏域：概ね旧小学校区
- ・身近な日常生活圏域：行政地区等

2 アウトリーチの徹底、相談・支援体制の強化

本会における各種相談事業を通じて、生活困窮者やひきこもりの人など社会的支援が必要な方に対して積極的な訪問等（アウトリーチ）による個別支援を行うとともに、行政関係部署や専門職関係機関・団体等との協議、連携等により相談・支援体制を強化し、課題解決を目指します。

3 地域づくりのための活動基盤整備

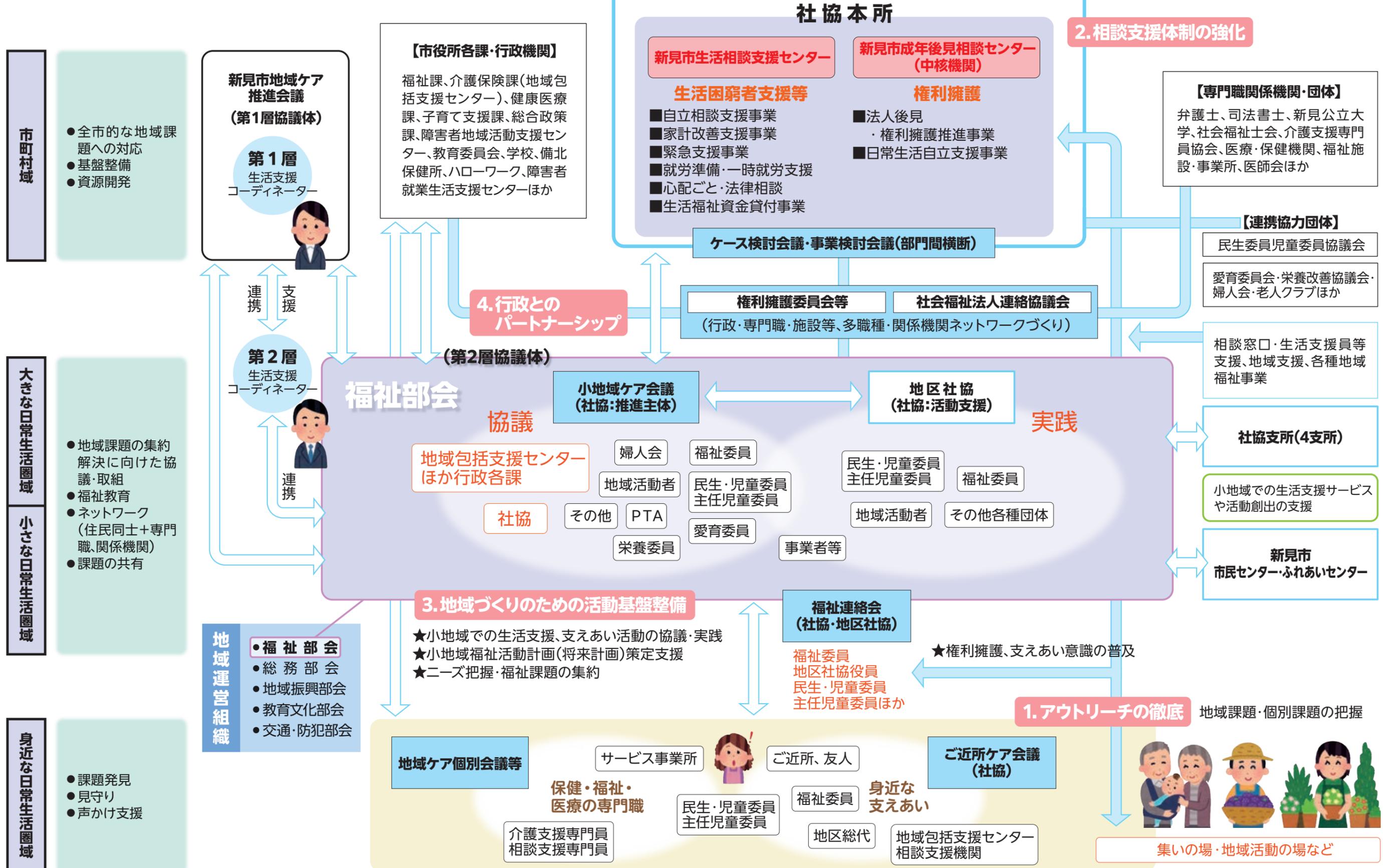
あらゆる生活課題を抱えた人や社会的に孤立しやすい人などを相談支援に関わる専門職のみで支えるのではなく、身近な福祉課題について地域住民、行政、社協等と課題解決に向けて話し合う小地域ケア会議を推進するとともに、住民主体の実践組織である地区社協の組織強化や地域における生活支援、支えあい活動の創出支援等により、支援が必要な人を地域住民とともに支える地域づくりに向けた活動基盤整備に取り組みます。

4 行政等とのパートナーシップ

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指して、一人ひとりを支える相談支援体制や地域の基盤整備のあり方について新見市と同じ方向を目指し、より良いパートナーシップを築きながら、新見市の地域福祉の姿を描いていきます。

～地域共生社会の実現を目指して～

○あらゆる生活課題への対応 ○地域のつながりの再構築



第7章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 市民や各種団体との連携・協働

市民の参加と協働により、計画の推進を行います。また、地区社協等において地域福祉活動の充実・強化を目指し、計画の活用促進を図ります。

(2) 行政・関係機関との連携・協働

行政とのパートナーシップのもと、行政・関係機関と一体的に計画の推進を図ります。

(3) 計画書及びダイジェスト版による啓発

ダイジェスト版や社協だよりなどを通じて、広く市民の理解と協力を促すとともに、関係団体や関係機関などに計画書を配布し、計画の推進に努めます。

(4) 社協内の横断的な連携

社協内の各課が横断的な連携を図るとともに、役職員が一丸となって計画を推進します。

2 計画の進捗管理と評価

(1) 各主体による評価

本計画は、市民や地域が主体的に取り組む計画であり、市民のみなさん一人ひとりに取り組んでいただきたいこと、社協が地域のみなさんとともに取り組むことによる視点で構成しており、進捗管理や評価を活動の当事者が実施することで、地域福祉の意識向上につなげます。

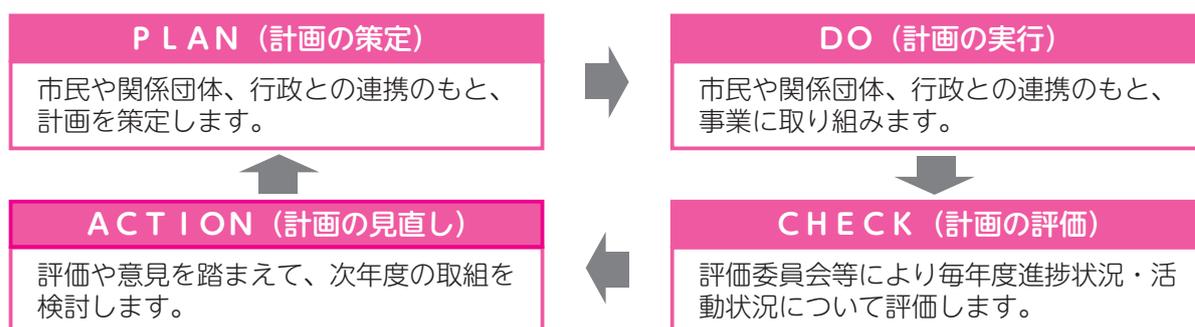
(2) 評価委員会等による進捗管理と評価

評価委員会や理事会等で計画全体の進捗状況及び活動状況を毎年度総合的に点検・評価します。

3 PDCAサイクルによる計画の推進

本計画の評価及び点検については、計画を立てる (Plan)、実行する (Do)、その結果を評価する (Check)、さらに計画を見直す (Action) PDCAサイクルに基づいて実施します。

【図 計画の推進イメージ】



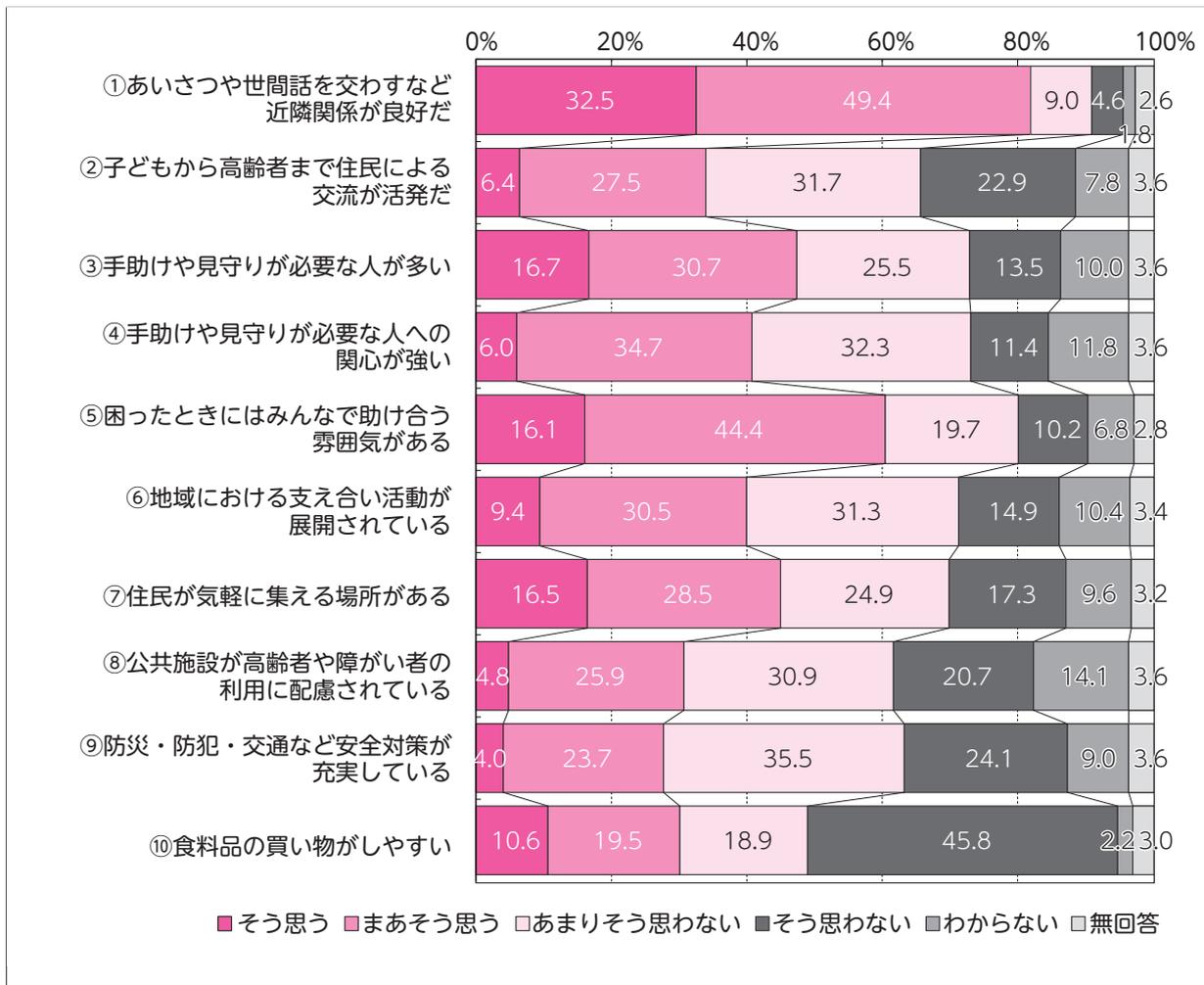
資料編

資料1 新見市地域福祉活動計画に関するアンケート結果の抜粋

問13 自分の地域や周辺の環境についてどう思いますか。(単数回答)

自分の地域や周辺環境に対してどう感じるかについては、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が高い項目として、「あいさつや世間話を交わすなど近隣関係が良好だ」(81.9%)、「困ったときにはみんなで助け合う雰囲気がある」(60.5%)、「手助けや見守りが必要な人が多い」(47.4%)などの順となっている。反対に、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が高い項目として、「食料品の買い物がしやすい」(64.7%)、「防災・防犯・交通など安全対策が充実している」(59.6%)、「子どもから高齢者まで住民による交流が活発だ」(54.6%)、「公共施設が高齢者や障がい者の利用に配慮されている」(51.6%)などとなっている。

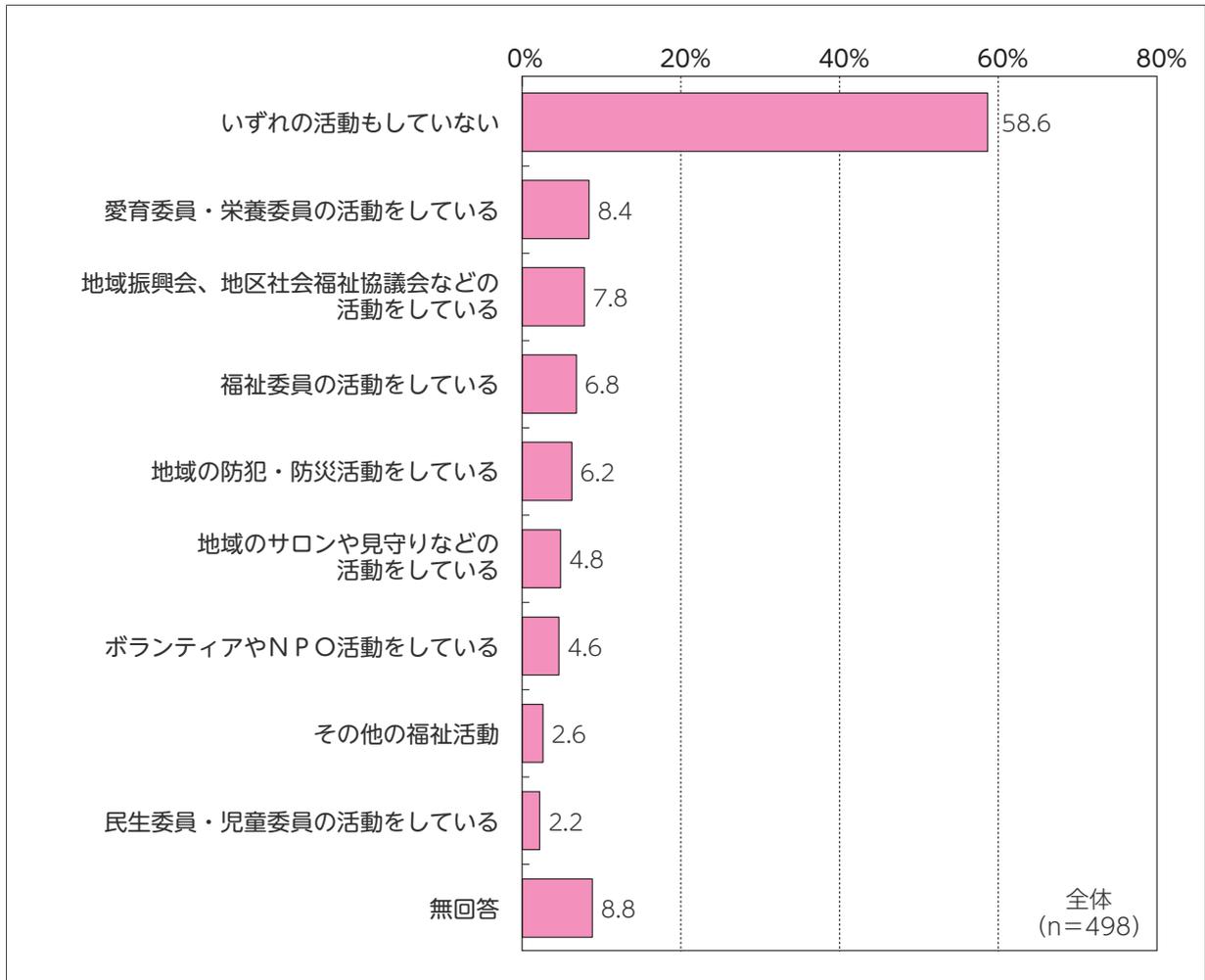
図表 自分の地域や周辺環境に対する認識



問29 あなたと福祉との関わりは、次のどれにあてはまりますか。(複数回答)

福祉との関わりについては、「いずれの活動もしていない」の割合が58.6%と最も高い割合となっている。

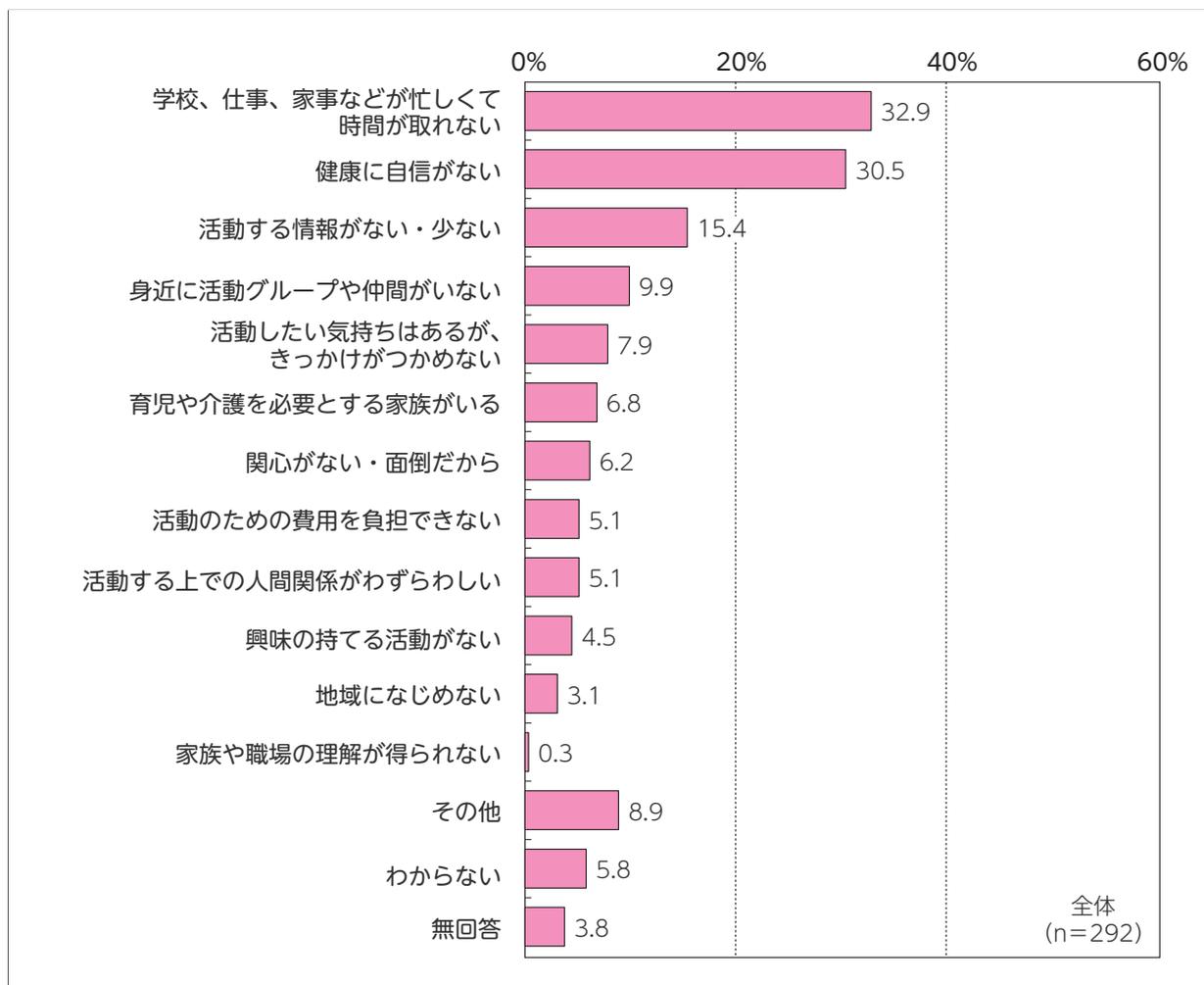
図表 福祉との関わりについて



問29- 2 地域で活動していない主な理由は何ですか。(複数回答)

問29で「9. いずれの活動もしていない」と答えた人に、活動していない理由については、「学校、仕事、家事などが忙しくて時間が取れない」の割合が32.9%と最も高く、次いで「健康に自信がない」が30.5%、「活動する情報がない・少ない」が15.4%、「身近に活動グループや仲間がない」が9.9%、「活動したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない」が7.9%、「育児や介護を必要とする家族がいる」が6.8%、「関心がない・面倒だから」が6.2%などの順となっている。

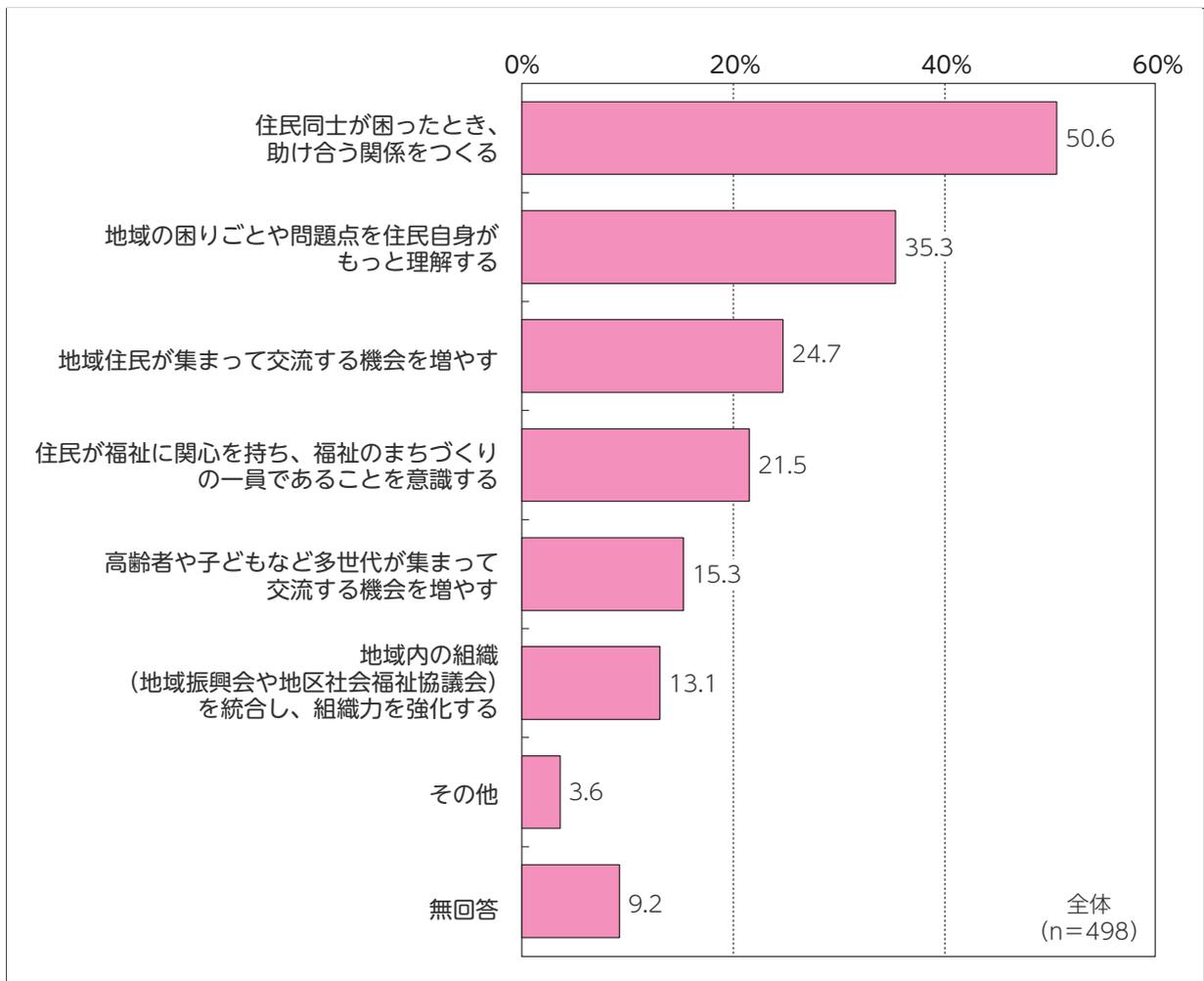
図表 地区活動していない理由



問32 地域で安心して生活できるようにするためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

地域で安心して生活するために必要なことについては、「住民同士が困ったとき、助け合う関係をつくる」の割合が50.6%と最も高く、次いで「地域の困りごとや問題点を住民自身がかみもと理解する」が35.3%、「地域住民が集まって交流する機会を増やす」が24.7%、「住民が福祉に関心を持ち、福祉のまちづくりの一員であることを意識する」が21.5%などの順となっている。

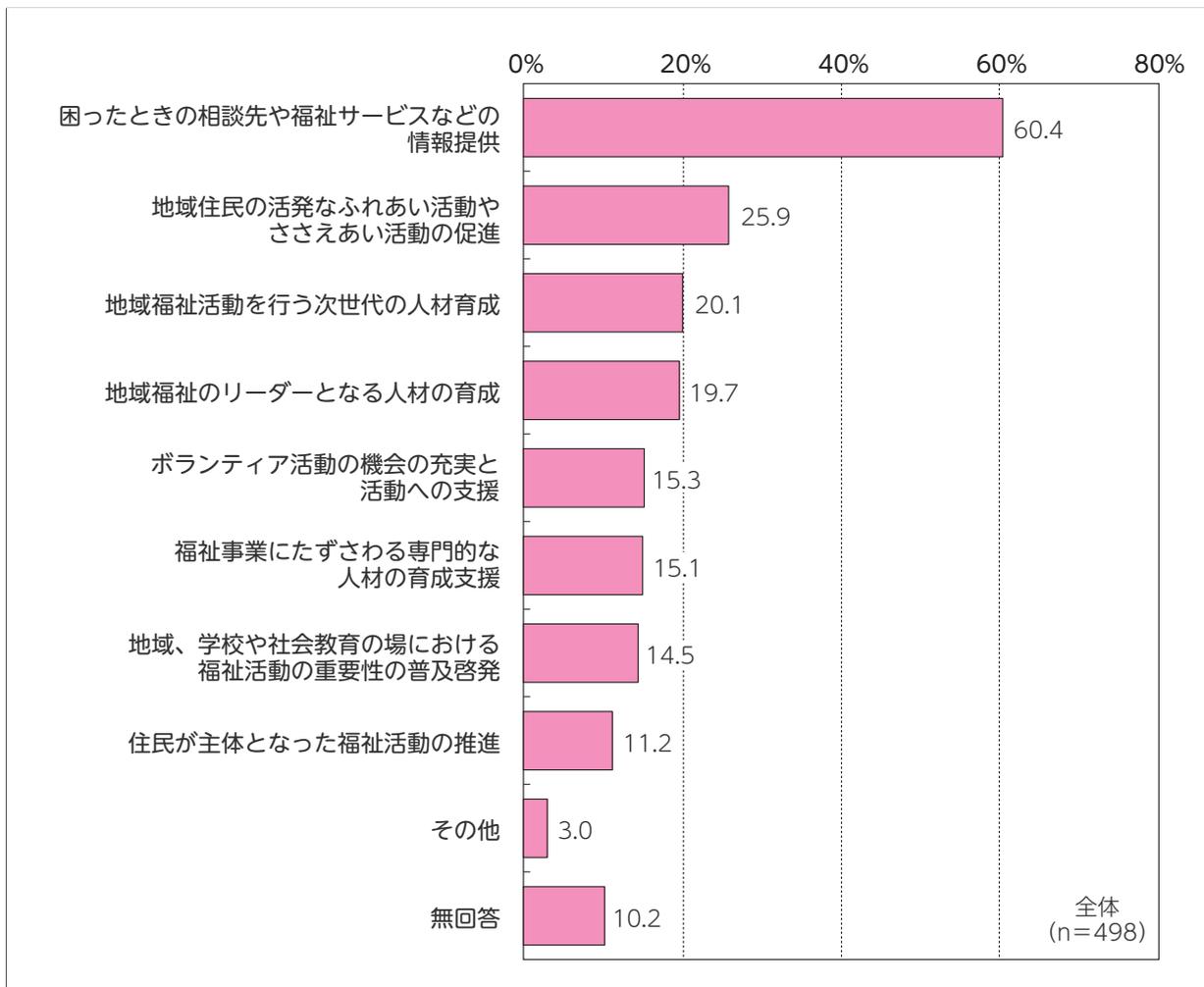
図表 地域で安心して生活するために必要なこと



問33 身近な地域で住民が助け合い支え合うために、どのようなことが大切だと思いますか。(複数回答)

住民が助け合い支え合うために大切なことについては、「困ったときの相談先や福祉サービスなどの情報提供」の割合が60.4%と最も高く、次いで「地域住民の活発なふれあい活動やささえあい活動の促進」が25.9%、「地域福祉活動を行う次世代の人材育成」が20.1%、「地域福祉のリーダーとなる人材の育成」が19.7%、「ボランティア活動の機会の充実と活動への支援」が15.3%などの順となっている。

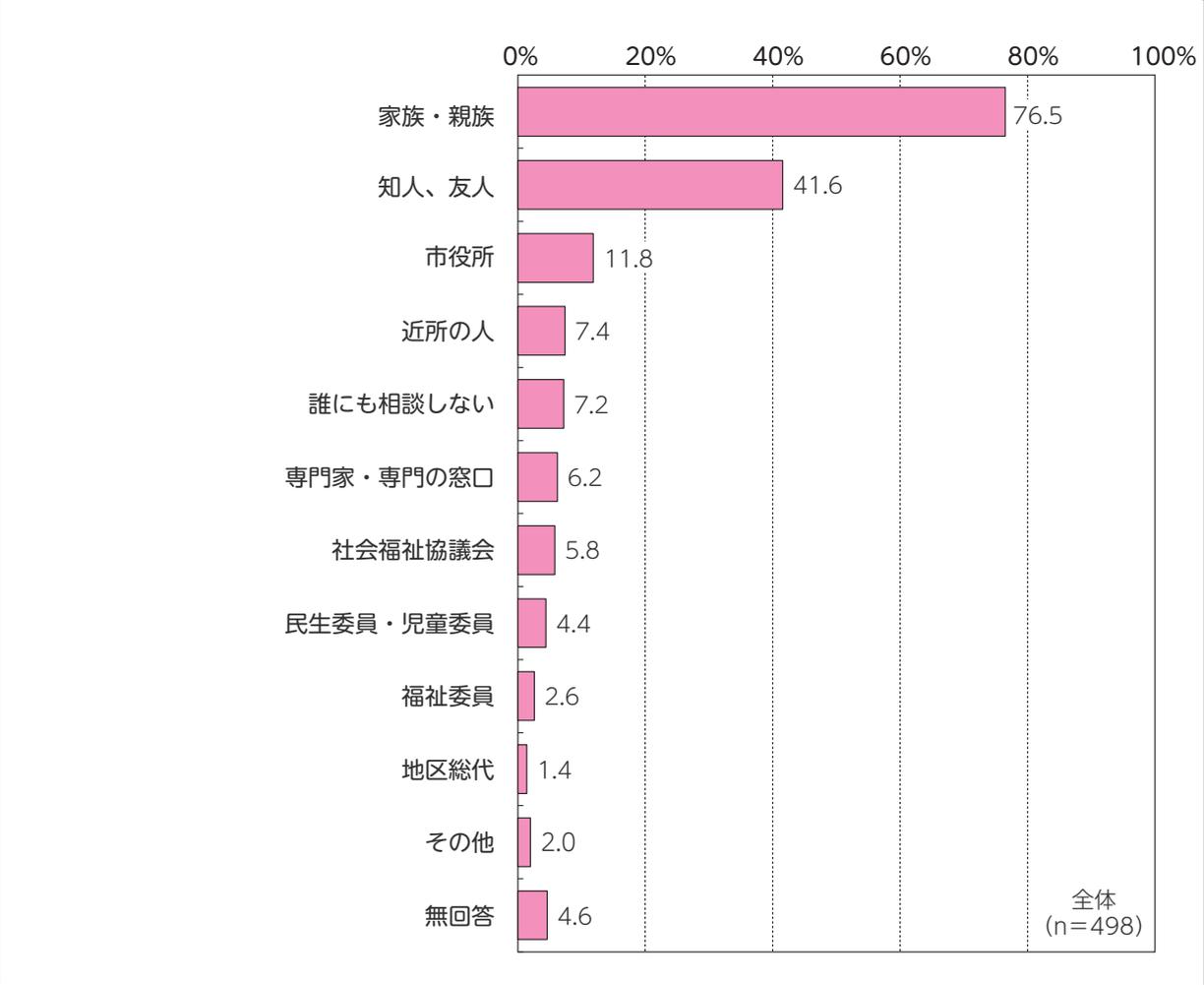
図表 住民が助け合い支え合うために大切なこと



問37 あなたは、悩みや不安がある場合、主に誰（どこ）に相談しますか。（複数回答）

悩みや不安がある場合の相談先については、「家族・親族」の割合が76.5%と最も高く、次いで「知人、友人」が41.6%、「市役所」が11.8%、「近所の人」が7.4%、「誰にも相談しない」が7.2%などの順となっている。

図表 悩みや不安がある場合の相談先

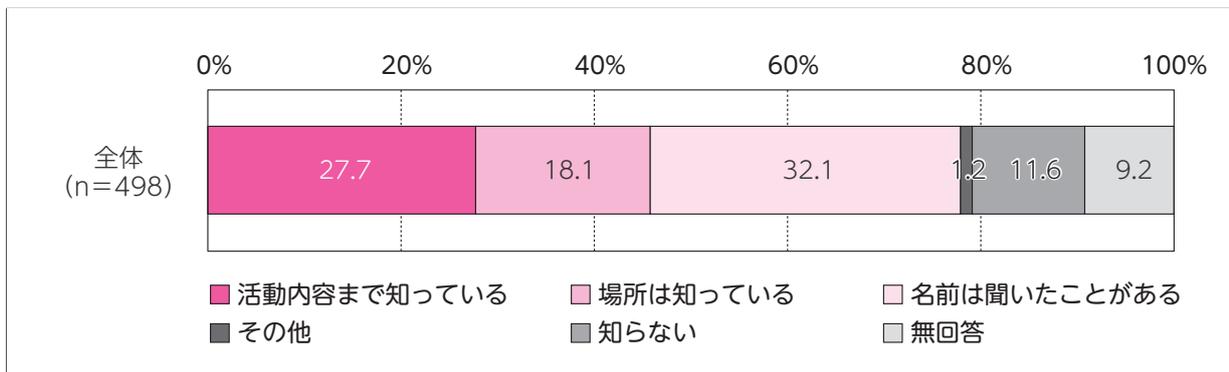


問38 あなたは、社会福祉協議会をどの程度知っていますか。(単数回答)

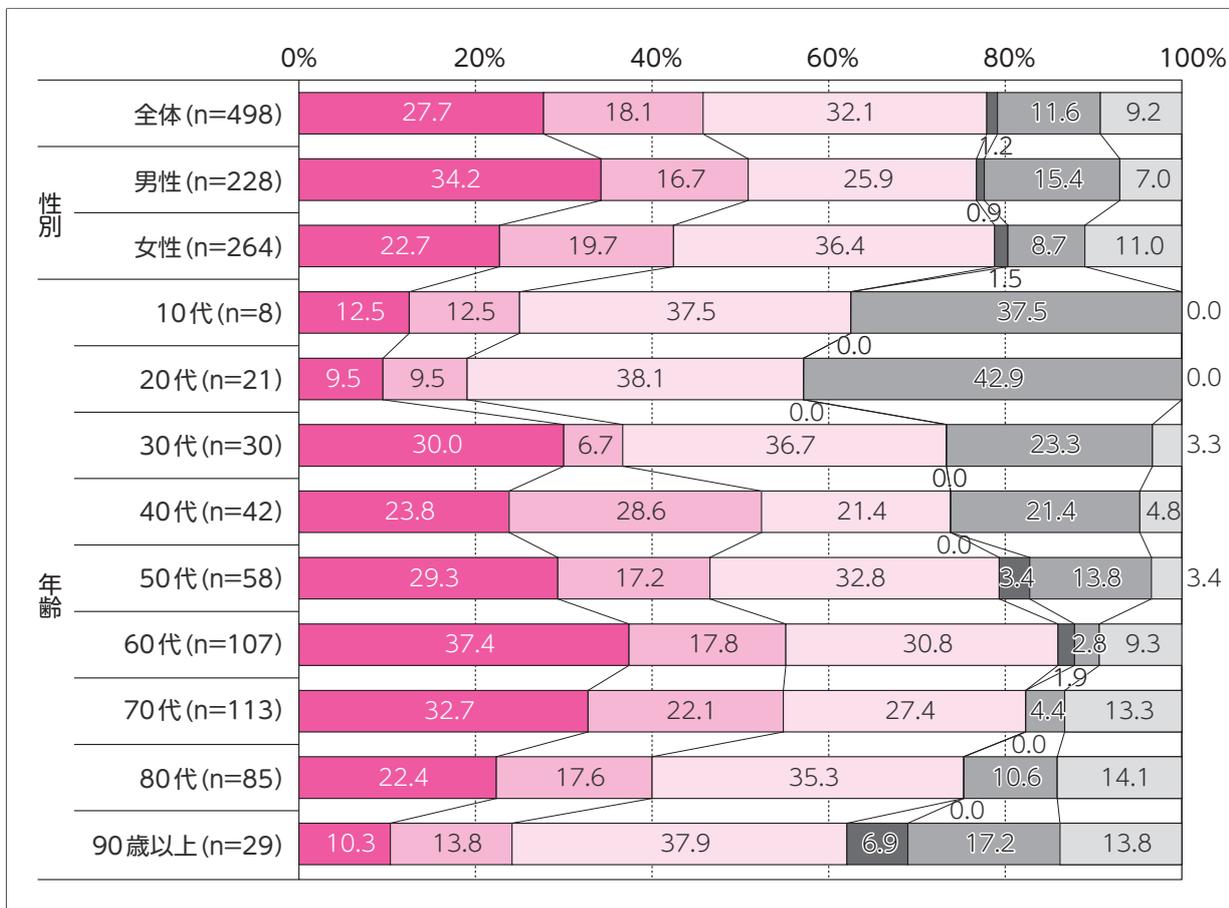
社会福祉協議会の認知度については、「名前は聞いたことがある」の割合が32.1%と最も高く、次いで「活動内容まで知っている」が27.7%、「場所は知っている」が18.1%、「知らない」が11.6%などの順となっている。

年齢で見ると、「活動内容まで知っている」では60代の割合が37.4%と最も高くなっている。また、若年層ほど「知らない」の割合が高くなる傾向がうかがえ、10代と20代では4割前後を占めている。

図表 社会福祉協議会の認知度



図表 社会福祉協議会の認知度

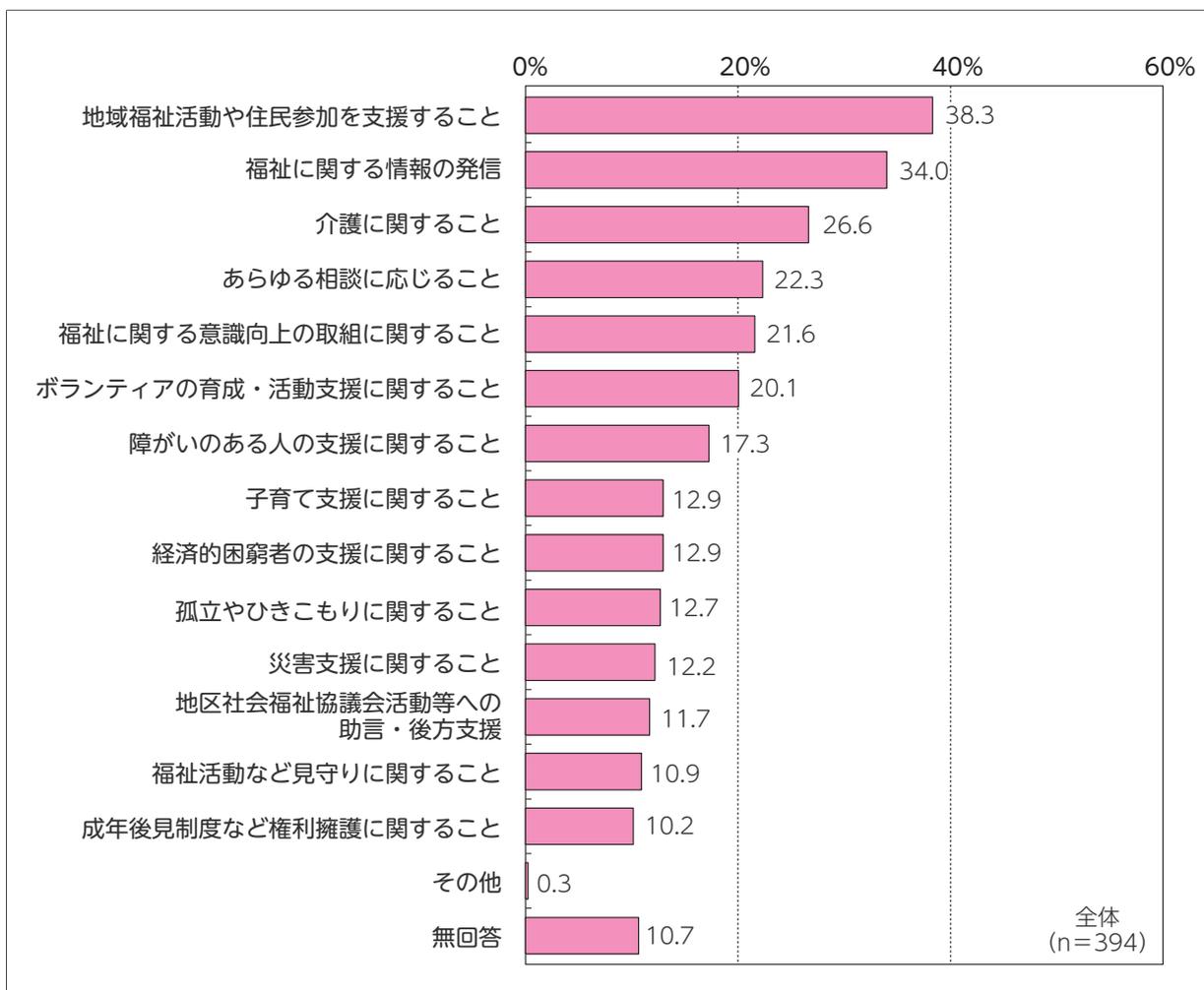


問38- 1 社会福祉協議会の活動で、今後どのような分野での役割を期待しますか。(複数回答)

社会福祉協議会をある程度知っているとした人に、社会福祉協議会の活動で今後期待する分野については、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」の割合が38.3%と最も高く、次いで「福祉に関する情報の発信」が34.0%、「介護に関すること」が26.6%、「あらゆる相談に応じること」が22.3%、「福祉に関する意識向上の取組に関すること」が21.6%、「ボランティアの育成・活動支援に関すること」が20.1%などの順となっている。

年齢で見ると、10代から60代では「地域福祉活動や住民参加を支援すること」の割合が最も高くなっているのに対して、70代では「福祉に関する情報の発信」、80代以上では「介護に関すること」の割合が最も高くなり、年代により違いがみられる。

図表 社会福祉協議会の活動で今後期待する分野



図表 社会福祉協議会の活動で今後期待する分野

(単位：%)

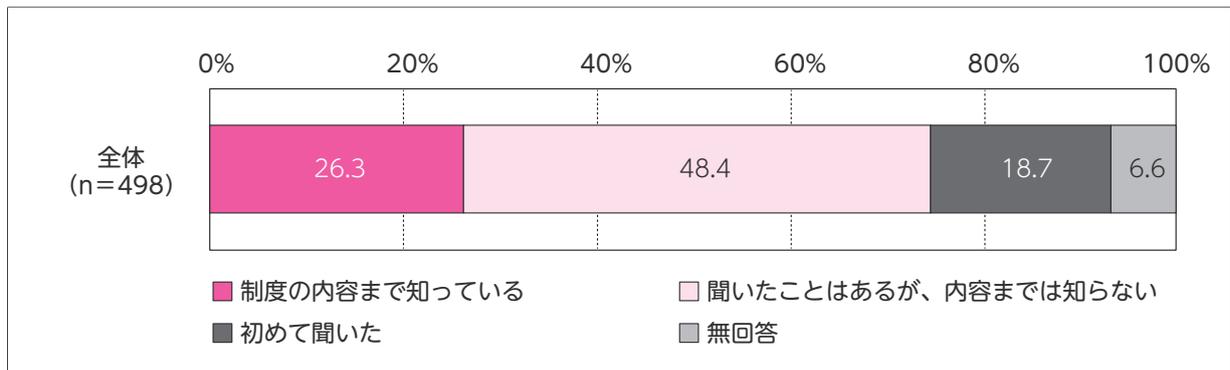
		地域福祉活動や住民参加を支援すること	ボランティアの育成・活動支援に関すること	福祉に関する意識向上の取組に関すること	福祉に関する情報の発信	介護に関すること	障がいのある人の支援に関すること	子育て支援に関すること	経済的困窮者の支援に関すること	あらゆる相談に応じること	成年後見制度など権利擁護に関すること	地区社会福祉協議会活動等への助言・後方支援	福祉活動など見守りに関すること	孤立やひきこもりに関すること	災害支援に関すること	その他	無回答
全体 (n=394)		38.3	20.1	21.6	34.0	26.6	17.3	12.9	12.9	22.3	10.2	11.7	10.9	12.7	12.2	0.3	10.7
性別	男性 (n=177)	40.1	20.9	23.2	33.3	26.0	17.5	12.4	12.4	23.2	10.2	12.4	9.6	10.2	13.0	0.6	7.3
	女性 (n=212)	37.3	19.8	20.3	34.9	27.4	17.0	13.7	13.7	22.2	10.4	11.3	12.3	14.6	11.8	0.0	12.3
年齢	10代 (n=5)	60.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	60.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20代 (n=12)	41.7	33.3	33.3	8.3	8.3	16.7	25.0	16.7	25.0	8.3	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0
	30代 (n=22)	45.5	9.1	36.4	22.7	13.6	18.2	40.9	4.5	13.6	18.2	13.6	9.1	22.7	13.6	0.0	4.5
	40代 (n=31)	41.9	25.8	12.9	32.3	9.7	19.4	22.6	16.1	22.6	16.1	6.5	12.9	12.9	3.2	0.0	6.5
	50代 (n=48)	41.7	16.7	16.7	27.1	27.1	20.8	14.6	16.7	18.8	4.2	16.7	2.1	14.6	14.6	0.0	8.3
	60代 (n=94)	44.7	23.4	24.5	41.5	27.7	18.1	13.8	18.1	18.1	12.8	16.0	14.9	18.1	14.9	1.1	2.1
	70代 (n=93)	36.6	28.0	26.9	47.3	28.0	16.1	6.5	9.7	26.9	10.8	14.0	12.9	7.5	10.8	0.0	14.0
	80代 (n=64)	25.0	10.9	15.6	31.3	35.9	17.2	4.7	10.9	25.0	7.8	6.3	14.1	12.5	15.6	0.0	20.3
	90歳以上 (n=20)	35.0	5.0	10.0	5.0	40.0	5.0	0.0	0.0	0.0	35.0	5.0	5.0	5.0	5.0	0.0	20.0

※表の色がついている箇所は、その属性の第1位となります。

問42 あなたは、成年後見制度について、どの程度ご存知ですか。(単数回答)

成年後見制度の認知度については、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が48.4%と最も高く、次いで「制度の内容まで知っている」が26.3%、「初めて聞いた」が18.7%となっている。

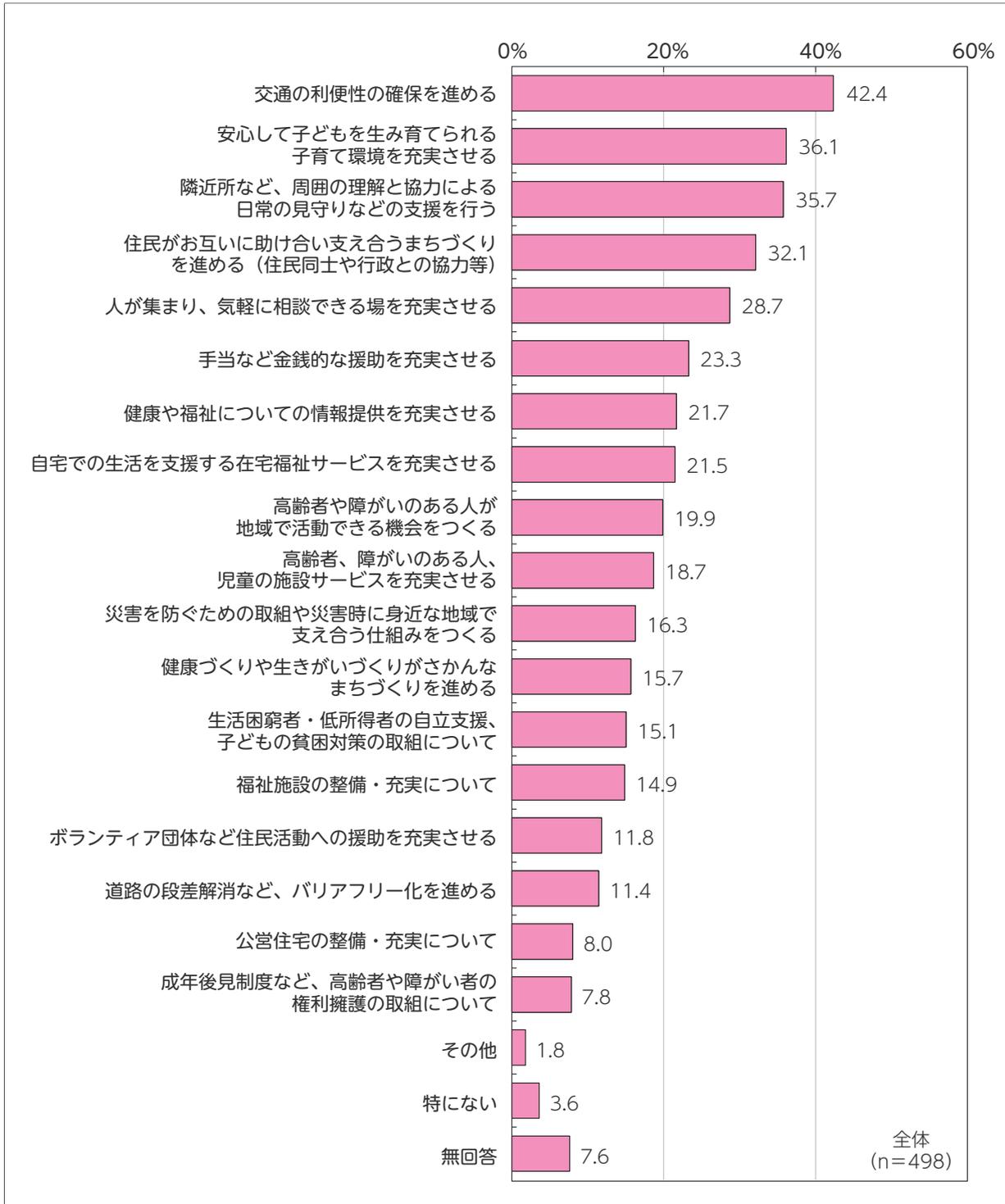
図表 成年後見制度の認知度



問44 福祉のまちづくりを進める上で、あなたが重要と考える取組は何ですか。(複数回答)

福祉のまちづくりを進める上で重要な取組については、「交通の利便性の確保を進める」の割合が42.4%と最も高く、次いで「安心して子どもを育てられる子育て環境を充実させる」が36.1%、「隣近所など、周囲の理解と協力による日常の見守りなどの支援を行う」が35.7%、「住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりを進める（住民同士や行政との協力等）」が32.1%、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が28.7%、「手当など金銭的な援助を充実させる」が23.3%、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が21.7%、「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」が21.5%などの順となっている。

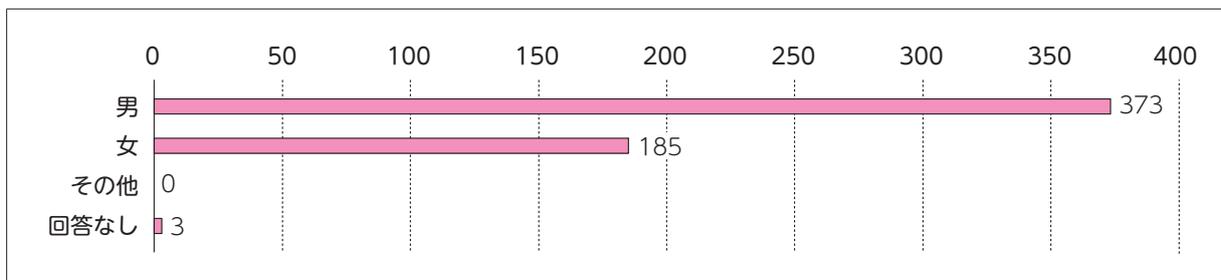
図表 福祉のまちづくりを進める上で重要な取組



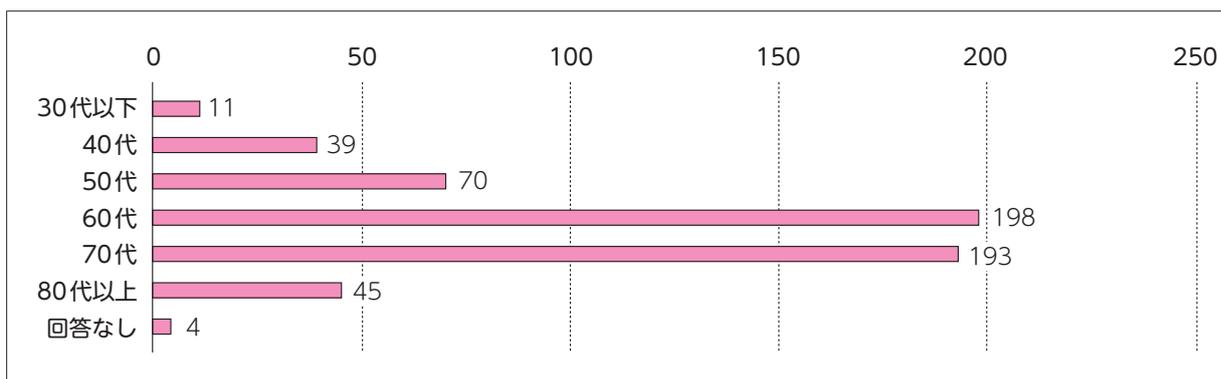
資料2 福祉委員活動アンケート

市内834人の福祉委員にアンケート調査を行い、561人から回答がありました。(回収率67.2%)

問1 性別 ① 男 ② 女 ③ その他

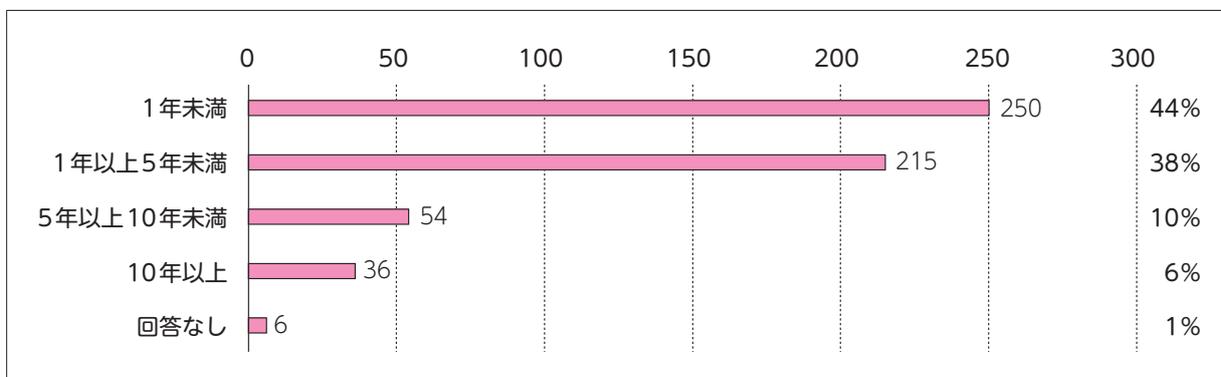


問2 年代



福祉委員を委嘱されている年代は60代、70代が多くなっています。

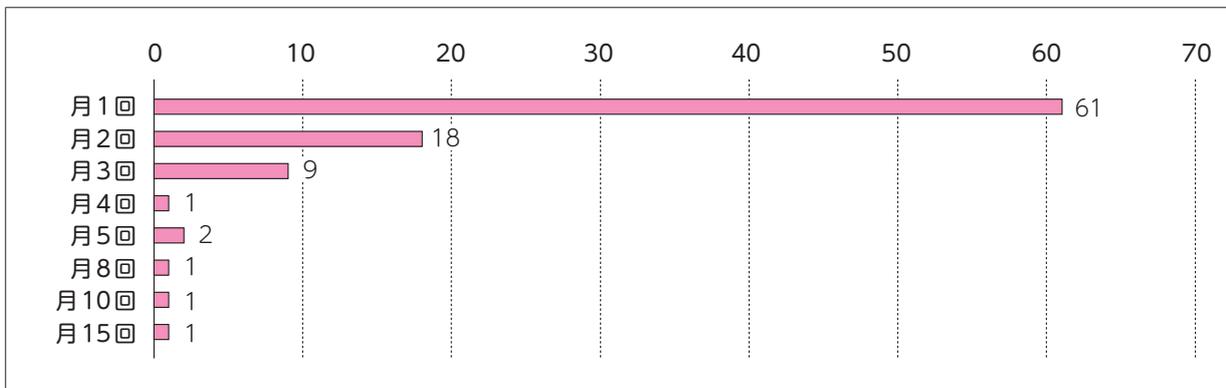
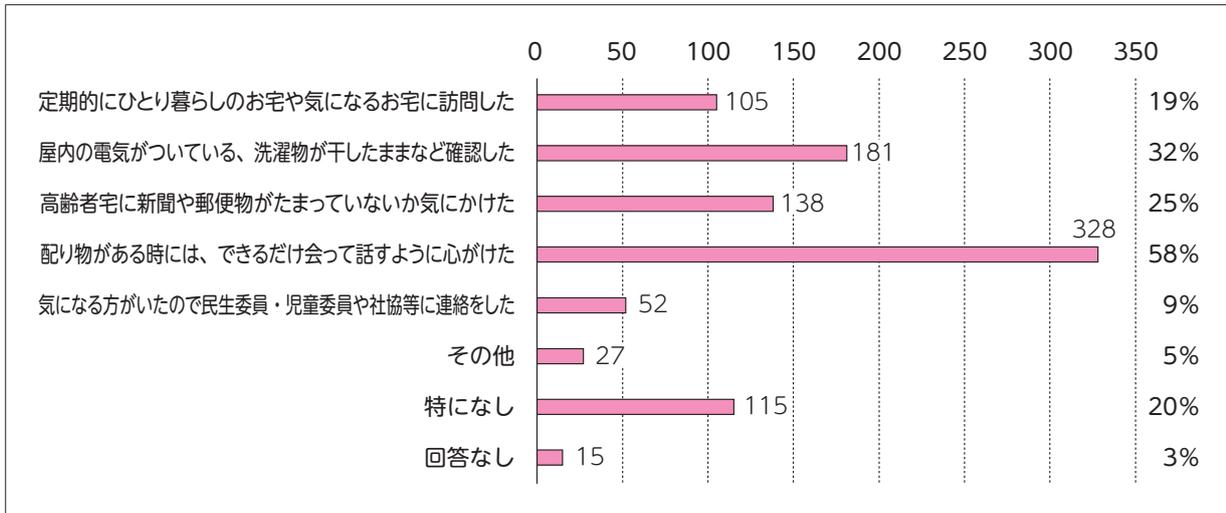
問3 福祉委員活動年数は何年ですか。



福祉委員の活動年数は1年未満が全体の4割を占め、5年までの方を合わせると80%以上となっています。社協が福祉委員を設置してから10年が経過していることもあり、当初からずっと活動されている方も6%いました。

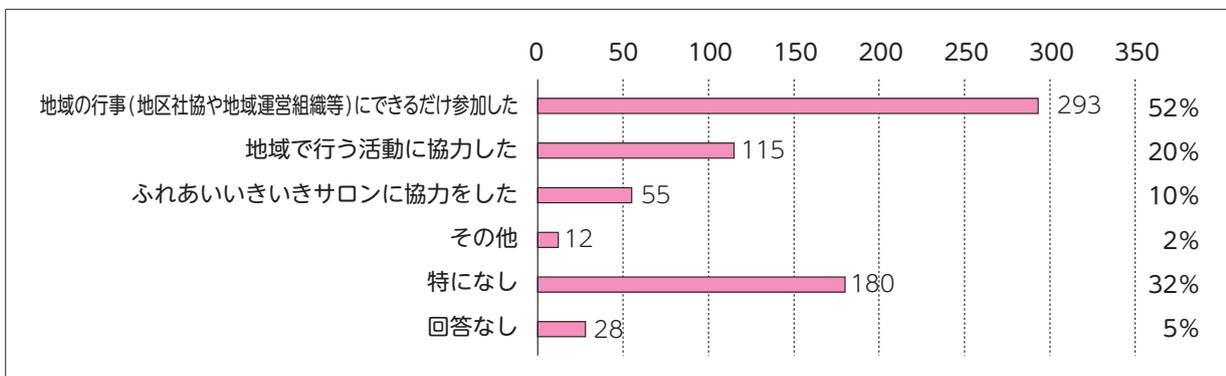
問4 福祉委員としてどのような活動をしていますか。

(1) 声掛け・見守り (あてはまるもの全てに○)



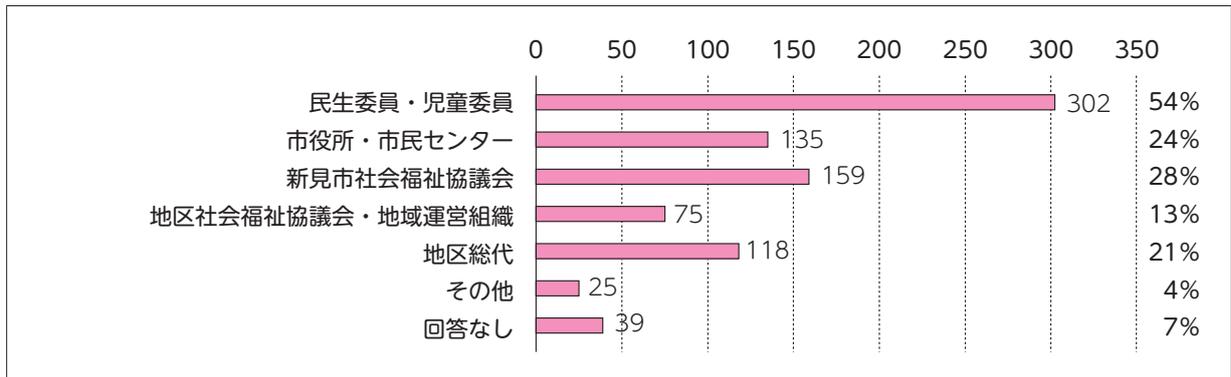
福祉委員の活動としてどのような活動をしているかでは、「配りものがあるときにはできるだけ会って話すように心がけている」が58%と最も多く、また、地域の方の見守り活動を行っている方も多くいました。10年前の同様のアンケートでも結果が同様であり、コロナ禍を経ても地域での支え合い活動ができていることがうかがえます。

(2) 地域の福祉活動への参加・協力 (あてはまるもの全てに○)



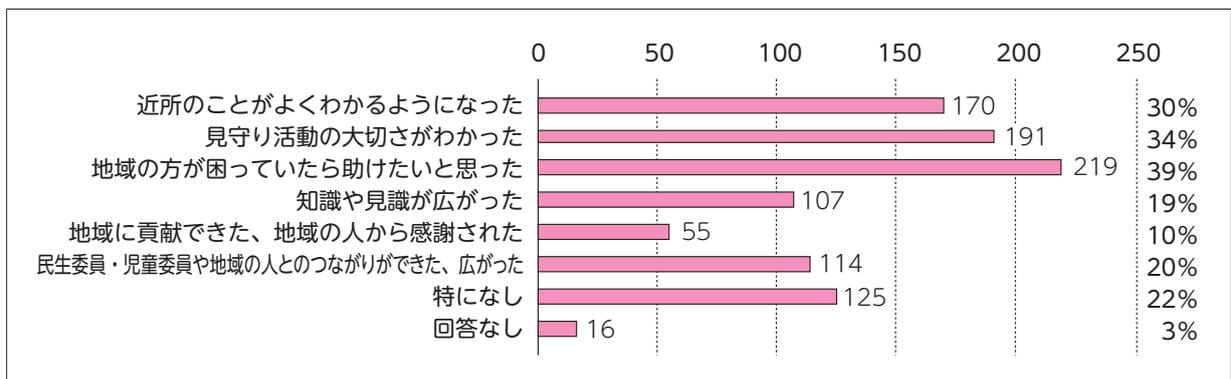
福祉委員の半数の方が地域で行われる行事に参加していることがうかがえました。10年前の同様のアンケートでは43%となっており、地域行事に参加する方が増えたことがわかります。

問5 福祉委員活動で困った時に誰に相談しますか。(あてはまるもの全てに○)



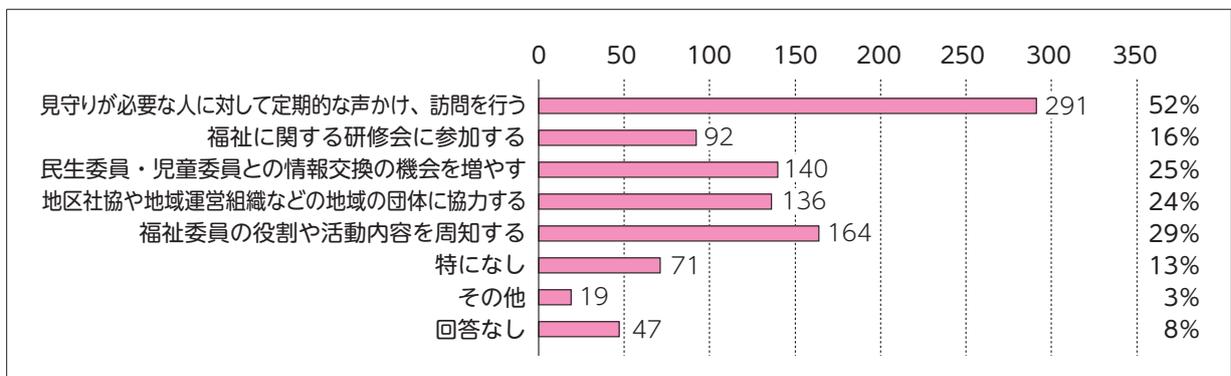
活動の中で困ったときには54%の方が地域の中の身近な存在である民生委員・児童委員に相談すると回答しています。次いで社協、市役所となっています。

問6 福祉委員活動を通じて良かったことはありますか。(あてはまるもの全てに○)



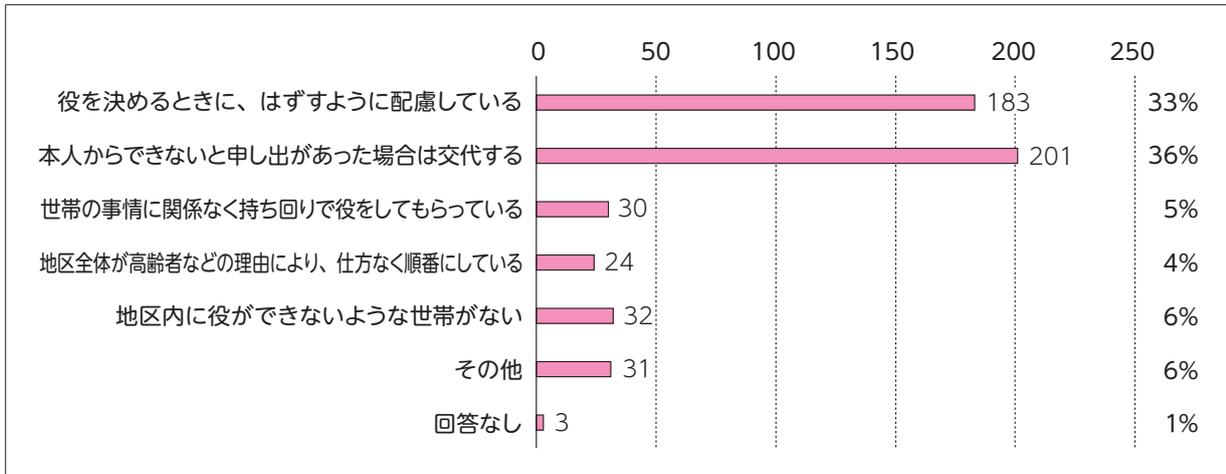
活動を通じて良かったことは、「地域の方が困っていたら助けたいと思った」が約40%となっており、次いで「見守り活動の大切さがわかった」、「近所のことがよくわかるようになった」となっています。

問7 今後の福祉委員活動で必要だと思うことはありますか。(あてはまるもの全てに○)



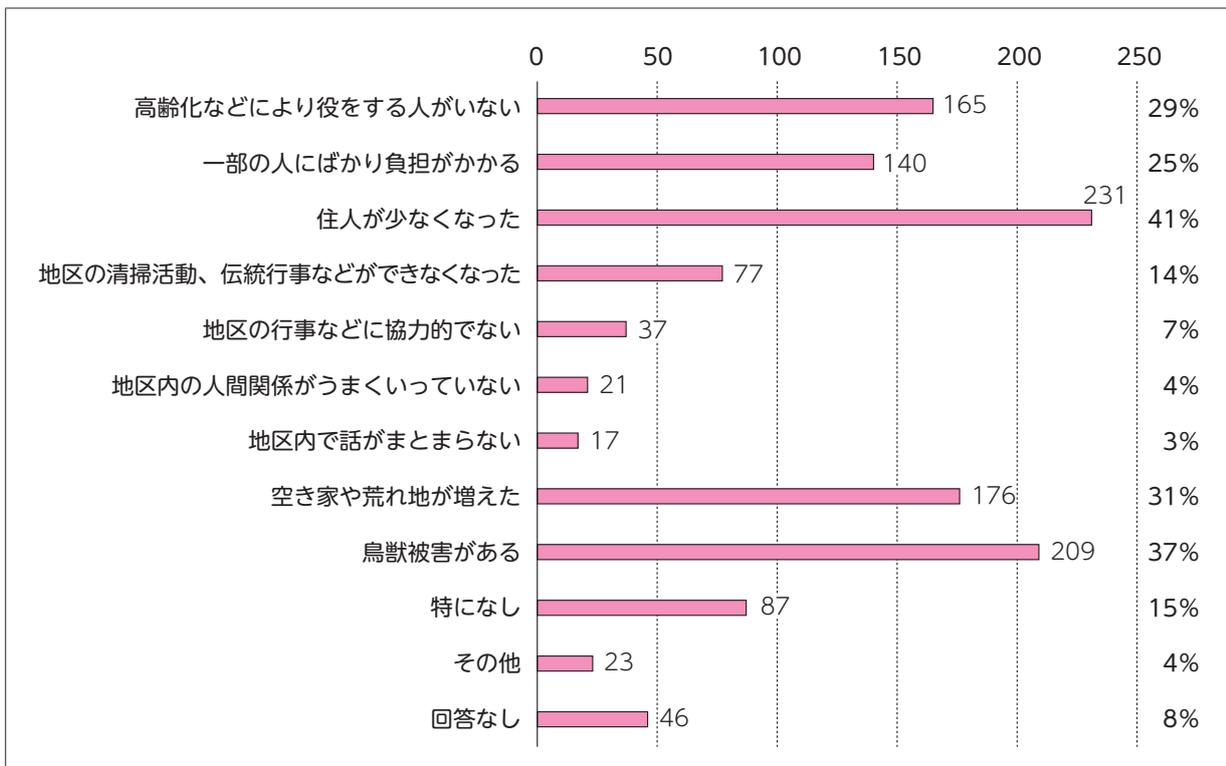
福祉委員活動で必要と思うことは「見守りが必要な人に対して定期的な声かけ、訪問を行う」が52%と半数以上が回答しています。

問8 地区内で福祉委員などの役が困難な世帯（高齢世帯など）がある場合どのようにしていますか。1つ選んでください。



役が困難な世帯には、「原則持ち回りだが、本人からできないと申し出があった場合は交代する」が36%、「役を決めるときにはずすように配慮している」が33%となっています。

問9 お住まいの地区で困っていることがありますか。(あてはまるもの全てに○)

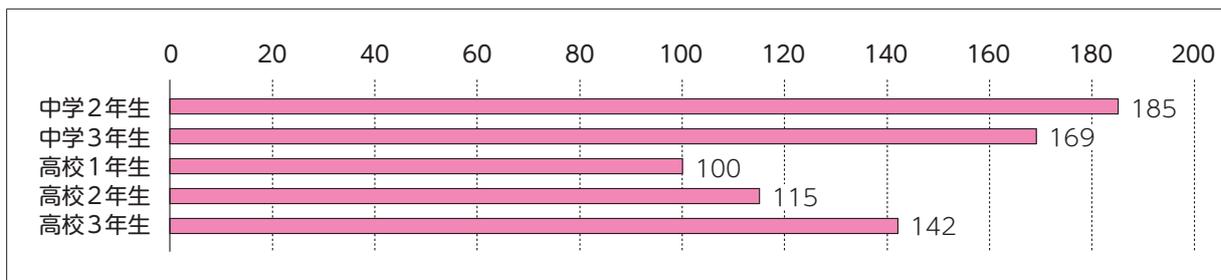


困りごとについては、「住人が少なくなった」が41%と最も多く、次いで「鳥獣被害がある」が37%、「空き家や荒れ地が増えた」が31%でした。「高齢化などにより役をする人がいない」など一部の人に負担がかかるなど担い手の問題も上がっています。

資料3 中高生アンケート

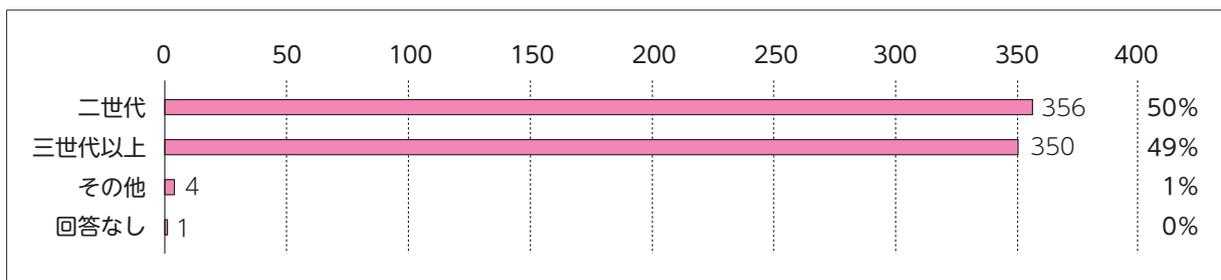
市内中学校2～3年、新見高校に通う760名を対象にアンケートを実施し、711名（回収率93.6%）から回答がありました。

問1 あなたの学年をお答えください。



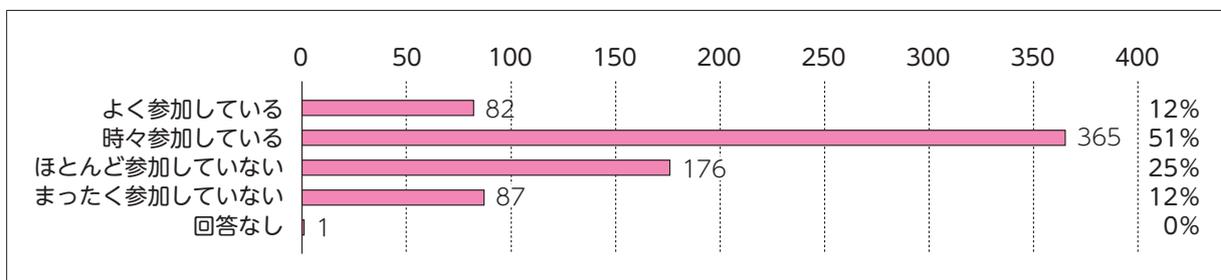
中学生354名、高校生357名から回答がありました。

問2 あなたの家族構成は次のどれですか。1つ選んでください。



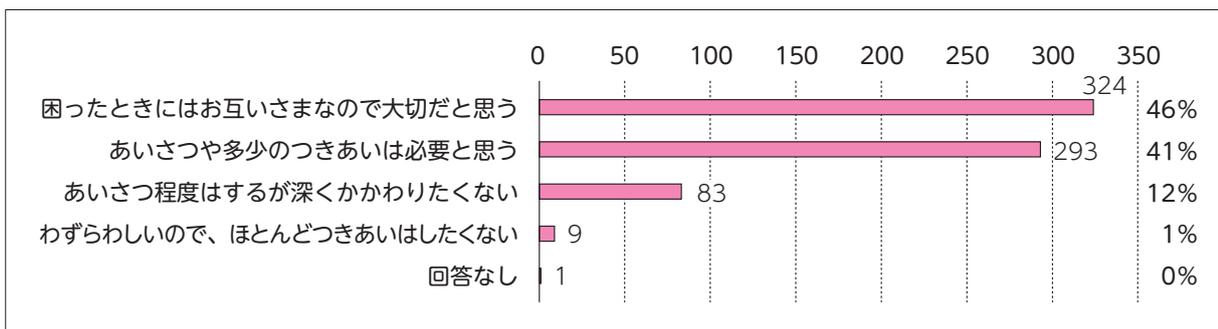
家族構成では二世帯、三世帯とほぼ同様でしたが、10年前の同様のアンケートでは二世帯家族が40%、三世帯家族が58%であり、三世帯家族が減り、二世帯家族が増えていることがわかりました。

問3 あなたは地域や公民館の行事などに参加していますか。1つ選んでください。



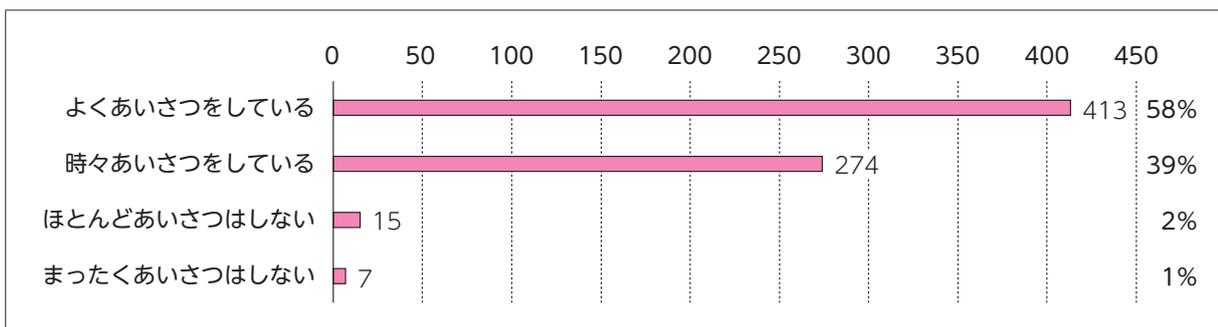
地域や公民館の行事への参加は、「時々参加している」が51%、「よく参加している」が12%と多くの生徒が様々な行事に参加している様子がうかがえました。また、10年前の同様のアンケートでは「時々参加している」42%、「よく参加している」13%となっており、現在の方が地域行事に参加する機会が増えている様子がわかります。

問4 あなたは近所づきあいについてどう思いますか。1つ選んでください。



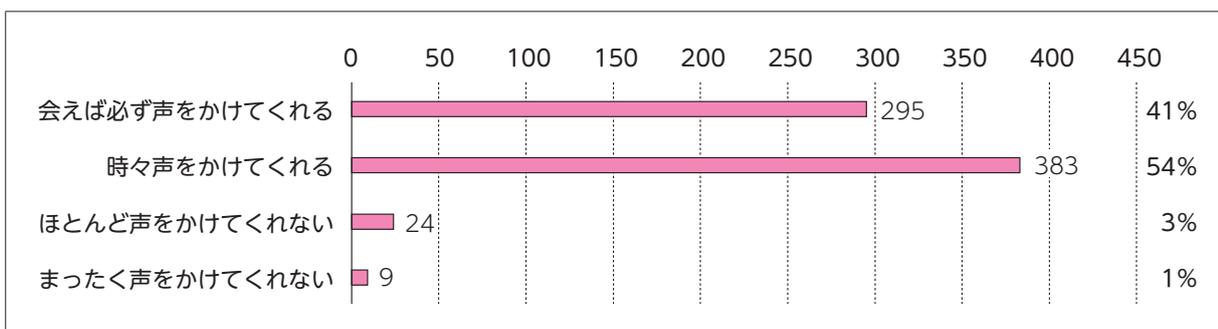
近所づきあいについては、「困ったときにはお互い様なので大切だと思う」が46%、「あいさつや多少のつきあいは必要と思う」が41%と、合わせて87%が近所付き合いについて必要だと思っていることがうかがえますが、「あいさつ程度はするが深くかわりたくない」が10年前の同様のアンケートでは6%、今回は12%となっており、近所の方と関わりを持ちたくない生徒が増えていることがわかりました。

問5 あなたは地域の方にあいさつや声かけができていますか。1つ選んでください。



「よくあいさつをしている」が58%、「時々あいさつしている」が39%とほとんどの生徒があいさつしていると回答しました。

問6 あなたの地域の大人は、あいさつや声かけをしてくれますか。1つ選んでください。



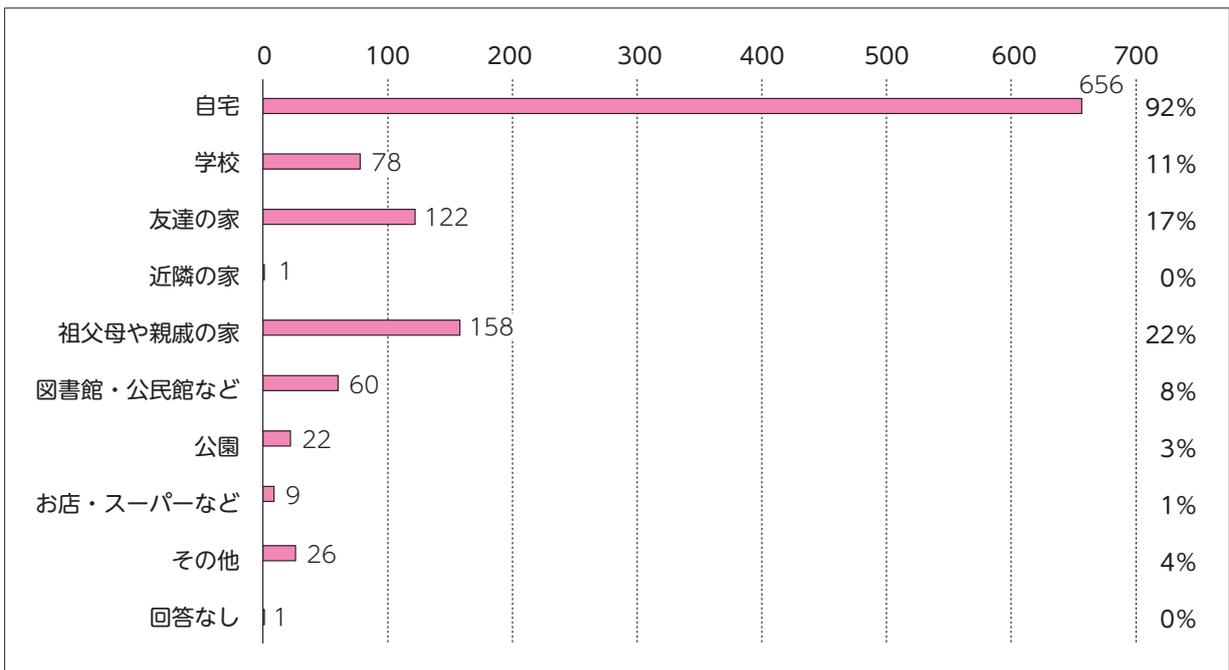
「時々声をかけてくれる」54%、「会えば必ず声をかけてくれる」41%と地域の方も生徒たちに挨拶や声かけをしてくれていることがわかりました。

問7 あなたは、高齢者や障がいのある人が困っている場面に出会ったとき、どんな対応をしたい、またはすると思いますか。1つ選んでください。



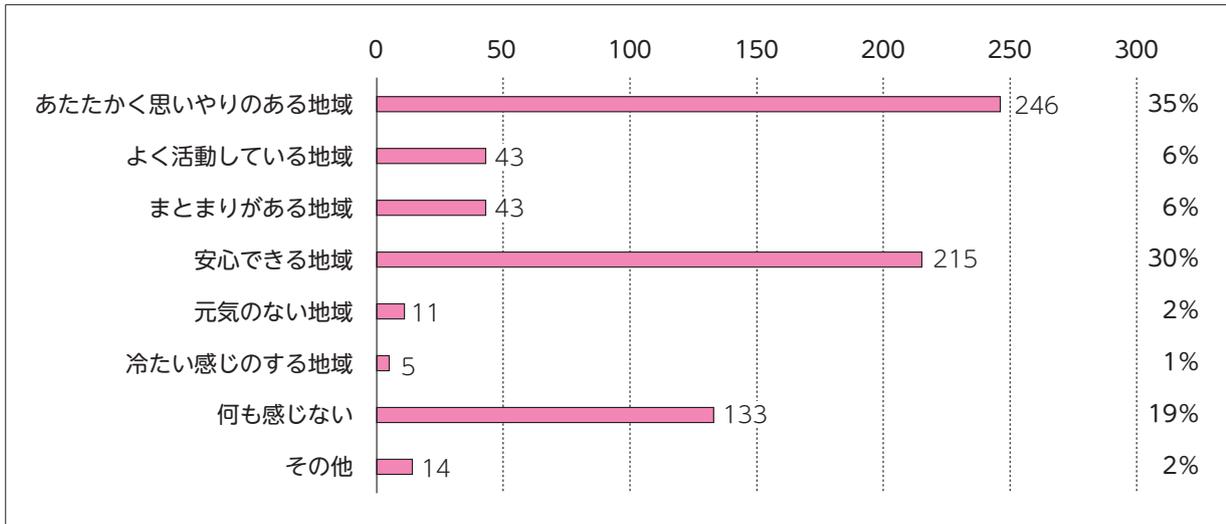
「進んで声をかけ手助けをする」が47%と最も多く、次いで「頼まれれば手助けをする」が38%、「気になるので見守る」が11%と、ほとんどの生徒が手助けや見守りなどの対応をする と答えました。

問8 あなたが落ちつく（心が安らぐ）場所はどこですか。2つまで選んでください。



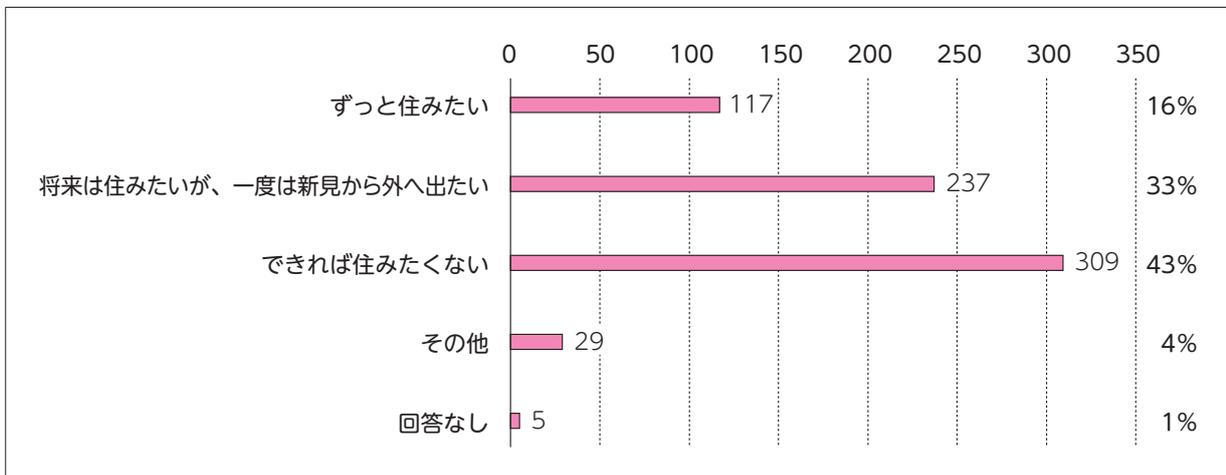
落ち着く場所は「自宅」が92%と大半をしめており、次いで「祖父母や親せきの家」22%となっています。これは10年前の同様のアンケートと同じ結果でした。

問9 あなたは、住んでいる地域に対してどんなイメージを持っていますか。1つ選んでください。



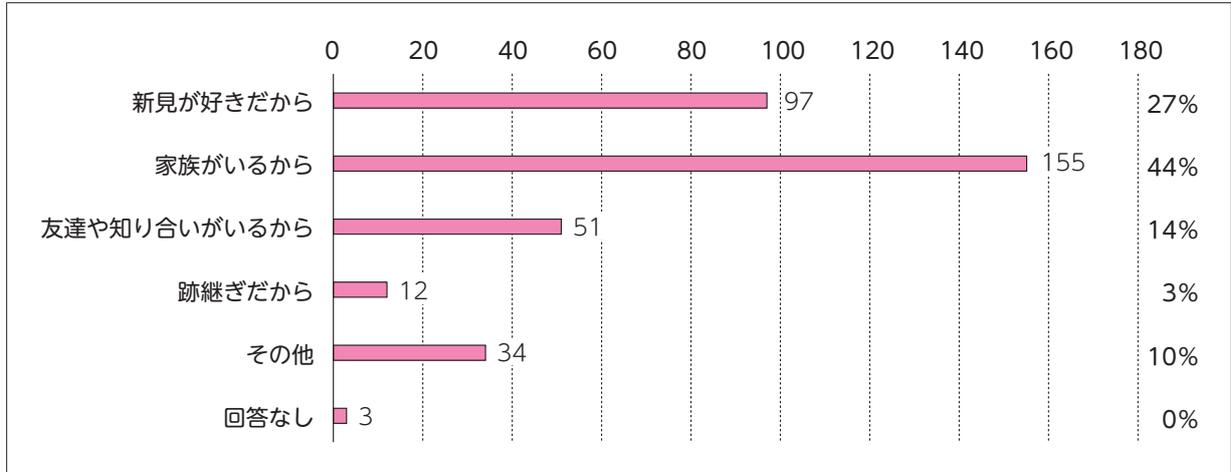
住んでいる地域のイメージは「あたたかく思いやりのある地域」が35%と一番多く、次いで「安心できる地域」が30%となっています。10年前の同様のアンケートでは「安心できる地域」が38%と最も多く、次いで「あたたかく思いやりのある地域」が25%でした。また、「何も感じない」と回答した方が10年前は13%でしたが、今回の調査では19%と増えていました。

問10 あなたは今後も新見に住みたいと思いますか。次から1つ選んでください。



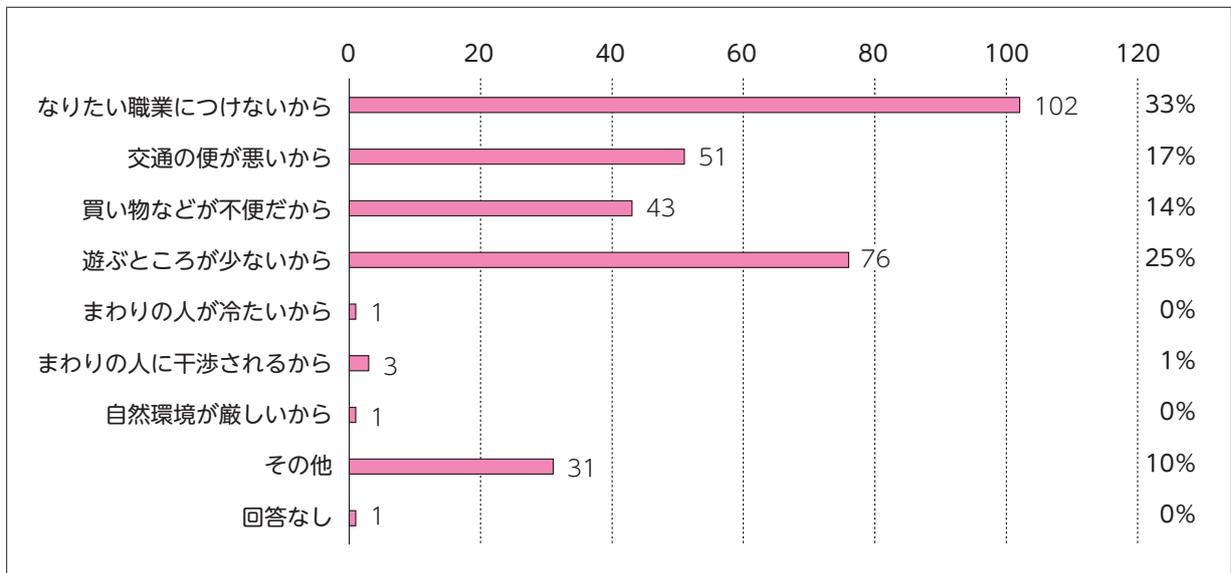
「できれば住みたくない」が43%と一番多く、次いで「将来は住みたいが、一度は新見から外へ出たい」が33%でした。10年前の同様のアンケートでは「ずっと住みたい」が34%と最も多く「できれば住みたくない」が32%、「将来は住みたいが一度は新見から外へ出たい」が28%ありました。

問11 問10で「1. ずっと住みたい」「2. 将来は住みたいが、一度は新見から外へ出たい」と答えた人に聞きます。どうしてそう思いますか。1つ選んでください。



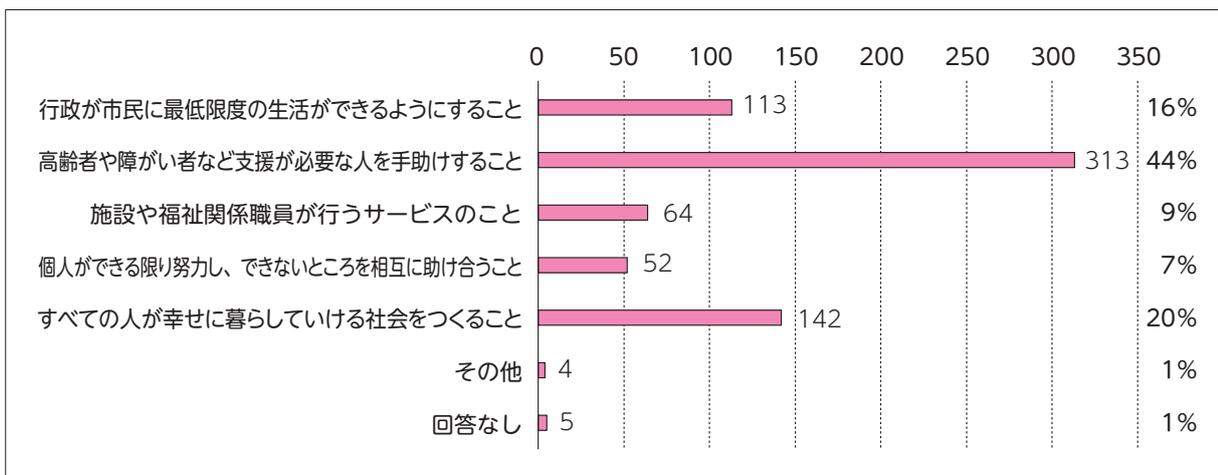
住みたい理由として「家族がいるから」が44%と最も多く、次いで「新見が好きだから」が27%でした。10年前の同様のアンケートでも「家族がいるから」が32%で最も多く、「新見が好きだから」27%、「友達や知り合いがいるから」が24%でした。

問12 問10で「3. できれば住みたくない」と答えた人に聞きます。どうしてそう思いますか。1つ選んでください。



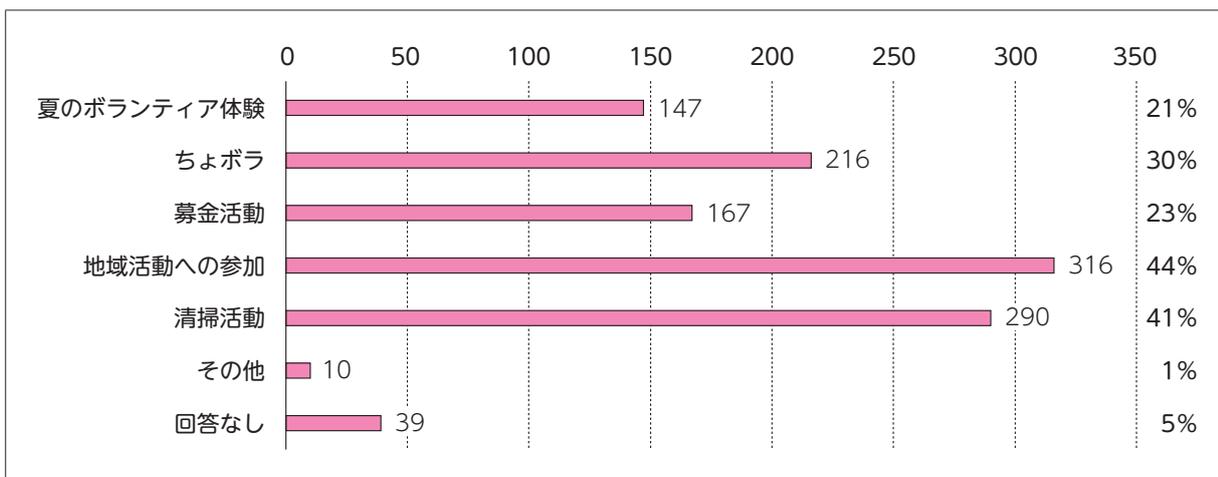
「できれば住みたくない」と答えた理由として「なりたい職業につけないから」が最も多く33%、次いで「遊ぶところが少ないから」が25%でした。

問13 あなたが考える「福祉」に最も近いのはどれですか。1つ選んでください。



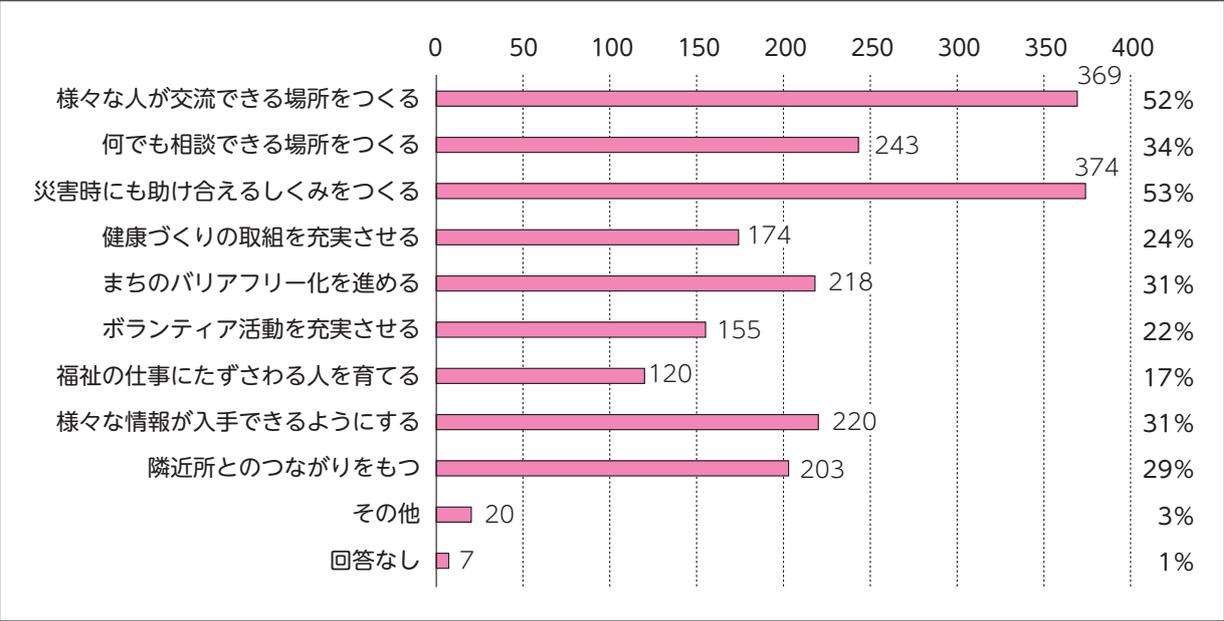
福祉に対するイメージは「高齢者や障がい者など支援が必要な人を手助けすること」が44%と最も多く、次いで「すべての人が幸せに暮らしていける社会をつくること」が20%でした。

問14 次のうち行ったことのあるボランティア活動はどれですか。(あてはまるもの全てに○)



行ったことのあるボランティア活動では「地域活動への参加」が44%で最も多く、次いで「清掃活動」が41%でした。社協が小学生に対し福祉に関する学習と体験の機会を提供している「ちょボラ」も30%の方が取り組んだことがうかがえました。

問15 地域で安心して生活するためには、何が重要だと思いますか。(あてはまるもの全てに○)



約半数の生徒が「様々な人が交流できる場所をつくる」「災害時にも助け合えるしくみをつくる」と答えています。

資料4 第3次新見市地域福祉活動計画事業評価

【基本目標1 福祉の心を育てよう】

事業名	事業内容	評価
■福祉大会	記念講演や地域活動者の表彰等により市民の福祉への関心を高める場をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において支えあい活動の取組発表や、地域内の絆づくりを目的に実施した「笑顔・結びプロジェクト」で募集した各種作品の展示や、記念講演など、毎年福祉大会を開催し、市民の福祉意識の醸成を図ることができた。さらに多くの市民の参加に向けての工夫や、地域福祉活動者の顕彰が必要。 ・記念講演の内容に応じて参加を呼びかけるとともに、質問時間を設けるなどして参加型の大会になるように工夫することが必要。
■福祉情報発信	社協だよりや、ホームページなど、各種情報手段を活用し、様々な福祉に関する情報を発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのリニューアル、社協だよりのフルカラー化、Facebookや地元の新聞等を活用して社協活動を広報することができた。新たにまいづれの開設や法人パンフレットの作成など、情報発信手段を増やし社協の見える化を図った。 ・若い人向けにInstagramを導入するなど年齢層に応じた情報発信方法を検討し、本会の活動の理解者や協力者を増やすように、計画的・効果的に活動をPRしていくことが必要。
■社協会員の加入促進	地域福祉活動の充実や、その周知により社協会員の加入促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少やコロナ禍による経済的影響もある中、実績は微減であった。 ・会員確保のために会員会費の目的や使途を周知するなど、広報の工夫が必要である。
■赤い羽根共同募金運動	様々な募金運動を通じて福祉に参加する意識を育むとともに、地域福祉の向上のために役立てます。	<p>(募金活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・経済低迷の社会情勢の中、募金目標額を達成することができた。 ・戸別募金、大口募金、職域募金等への理解促進が図られるように、社協だより、SNS、地元新聞等を活用し広報・啓発することが必要。 ・新たな募金活動の機会や、推進方法を工夫し募金活動への理解を促進することが必要。 <p>(配分事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金を活用して行った介護予防活動、見守り活動、ボランティア活動などにより地域福祉の向上を図ることができた。 ・共同募金を活用した活動であることを明示したり、社協だより等により募金使途を分かりやすく周知していくことが必要。
■歳末たすけあい募金運動	福祉に参加する意識を育むとともに、ひとり暮らし高齢者等の歳末訪問活動等に役立てます。	<p>(募金活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少等の要因もあり募金額の達成率が下がっているが、9割以上の協力を得ることができた。この活動の目的や募金使途を周知し募金協力の依頼をしていくことが必要。 <p>(配分事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募金額は減少しているが配分金額や社会情勢に合わせて対象者を選定し、民生委員による歳末訪問活動を継続して実施することができた。 ・生活困窮者の支援やつながりの場としてのぴおーらキッチンや、ぴおーらBOXなどの事業が実施できた。 ・社会情勢や目的を再確認し、歳末配分事業を行っていくことが必要。
■小学生向け福祉教育(ちょボラ)	小学生に対して、福祉に関する学習と体験の機会を提供し、学童期からの福祉意識の醸成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全小学校で「ちょボラ」に取り組み、ボランティアについての啓発と活動の機会を提供するとともに、「ちょボラノート」を活用して、親子でボランティアについて考え、取り組む機会を提供できた。

事業名	事業内容	評価
■夏のボランティア体験事業	夏休み中の中高生を対象に、市内福祉施設においてボランティア活動の機会を提供するとともに、研修会で福祉に関する学びの場を設けることで、ボランティア意識の醸成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響により、従来の福祉施設でのボランティア体験の実施が困難になったが、研修をメインに据えたプログラムを企画するなど工夫しながら事業を継続できた。 ・福祉施設での体験型のボランティア活動の再開に向けて検討が必要。
■出前福祉教室	学校、職場、地域団体などを対象に、福祉に関する講座や体験の機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の出前福祉教室では、新たに障がいのある人にゲスト講師として参加していただくことで、障がい者理解促進の効果が高まった。 ・一般向け、企業・団体向けの福祉教育の推進が必要なため、青壮年層向けの福祉教育として、企業等へ出前講座を計画的に取り組む。
■災害ボランティア推進事業	災害ボランティアを養成、登録を推進し、災害時に迅速に活動できるような体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、住民が関心を持つ研修の企画や、関係機関と連携した講座等の実施により、災害ボランティア登録者が年々増加し、災害ボランティアへの意識啓発をすることができた。 ・令和2年度に災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル、令和4年度にBCPを策定した。今後も内容を定期的に点検・見直しをすることが必要。 ・市内企業・団体等と災害時における連携・協力に向けての取組が必要。
■傾聴ボランティア推進事業	ひとり暮らし高齢者等の不安や孤独感の解消のために、傾聴ボランティアを養成し、派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年講座を実施し、登録者も年々増加するなど、話し相手が欲しい方と、ボランティアをつなぐことができ、不安感や孤独感の軽減・解消につながった。 ・近所での見守り活動などに役立つ講座を行うことができた。
■手話講座	手話を学ぶ機会を提供し、聴覚障がい者への理解を深めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止としたが、その後は計画どおり講座を実施することができ、聴覚障がい者への理解を深めることができた。
■ボランティア・NPO団体連携事業	市内で活動するボランティア・NPO団体を把握し、ボランティア間の情報共有と、相互の交流・連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOの設置目的はそれぞれ異なっており、本会は災害支援を目的としたNPO等と情報共有・連携を進めていくこととしたため、災害ボランティア推進事業に統合して取り組む。

【基本目標 2 ともに支えあおう】

事業名	事業内容	評価
■ふれあいいきいきサロン	介護予防、地域住民の交流・仲間づくりの促進を目的として、身近な地域で誰もが参加しやすい交流の場づくりをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、人口減少の社会情勢の中、地域住民が役割をもって活動できるサロン活動は、介護予防の推進において重要な役割を果たした。 ・コロナ禍でもサロン活動を続けられるよう、感染対策の啓発や感染症予防の物品等の配布等の支援を行った。 ・高齢化、人口減少の影響により、サロン数が減少傾向にあるため、関係機関と連携してサロン活動が介護予防につながることを周知しながら、サロンの新規立ち上げや継続サロンの支援をしていく必要。 ・子どもから高齢者まで、地域の世代を超えた参加を促進し、継続したサロン活動の推進を行っていく必要がある。
■ひだまりサロン	障害者（児）とその家族、子育て中の親子などの当事者同士の交流や、孤立感・不安感の解消を目的とした集いの場づくりを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）とその家族などの、ふれあいの場づくりの支援をすることができた。 ・子育てサロンは計画期間において、当助成を活用した取組はなかった。 ・ひだまりサロンを、ふれあいいきいきサロンと統合し、効率的な事業運営を行うことが必要。
■子育て支援事業	地域や関係機関等と連携・協働して、地域ぐるみの子育てを推進します。また、地区社協等と連携して、子どもがたなご地域の和事業等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもがたなご地域の和事業は、実施にあたってのハードルが高く、実施地域はなかった。 ・子どもと地域住民との交流については、地区社協等において地域福祉活動助成金を活用してふれあい活動が行われた。また幼児クラブ等への福祉団体助成を通じて子育て支援を行った。 ・にしみ子育てカレッジとの連携により、新見市における子育ての現状や情報を把握しており、地区社協等においての活動支援につなげていくことが必要。 ・単独事業としては行わず、地区社会福祉協議会事業等と統合して地域ぐるみの子育て支援をすすめる。
■福祉委員設置・活動支援	地域のアンテナ役として身近な地域の福祉課題を把握する福祉委員を各地区に設置します。また、民生委員や地区社協などと情報共有する場を設けるとともに、あんしんカード等を活用した見守り活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員が各地区で定着し、地域での見守り活動を推進することができた。 ・福祉連絡会で地域での見守りの必要性を啓発することができ、地域内での見守り活動に結びつくとともに、民生委員との連携につながった。 ・福祉連絡会は新型コロナウイルスの影響により回数は減ったが、民生委員と福祉委員の情報共有の場として定着してきた。 ・福祉連絡会を通じて、あんしんカードの設置を推進することができた。2地区においては、独自のアんしんカードを作成、配布し見守り活動の強化が図られた。 ・福祉委員活動やあんしんカードの設置による見守りの好事例を紹介するなど、活動の見える化を図っていく必要。
■独居高齢者宅戸別訪問事業	ひとり暮らし高齢者への訪問により安否確認を行うとともに、高齢者の持つ困りごとの早期発見や孤立防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域住民による定期的な訪問により、高齢者の体調変化や困りごとの把握の機会になっており、対象者にとって相談がしやすい活動となっている。 ・支援が必要な方を早期に発見し、関係機関と連携を取り必要な支援につなぐことができています。 ・コロナ禍においては感染拡大予防のため、訪問時の留意事項等について訪問者に周知し、安全に継続して訪問活動を実施することができた。
■友愛訪問事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみせ帯等へ友愛訪問を行うことにより、地域の方との交流や孤立防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・長年の事業実施により地域に根付いた活動であることで、コロナ禍においても地域ぐるみで友愛訪問を継続して実施し、高齢者世帯と地域住民とのつながりづくりに大きな役割を果たした。 ・地区社協等を中心にこの事業に取り組むことにより、多くの地域住民がボランティアとして参加し地域での見守り活動のきっかけづくりとなった。 ・友愛訪問を通じて、気づいたことや良かったことなどの意見を対象者やボランティア従事者から聞き、この事業の目的・意義を広報し地域でのつながりづくり、見守り活動の促進をしていくことが必要。

事業名	事業内容	評価
<p>■地域ささえあい推進事業</p>	<p>各地域で住民と生活支援コーディネーター等の専門職とが一緒になって地域課題について協議する小地域ケア会議を設置し、地域に必要な生活支援サービス等の創出支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても継続して小地域ケア会議の設置・実施に向け働きかけ、課題解決に向けて協議し、買い物支援や集いの場の設置などの取組が創出された。 ・にいみ福祉大会において、地域住民代表者等の活動実践発表の場を設け、市内全体に支え合い活動の必要性を啓発することができた。 ・地域住民主体の支え合い活動について、動画の作成や、「地域活動コレクション」などにより見える化し、他地域の住民に活動を分かりやすく伝えることで、支え合い活動創出の機運醸成につながった。 ・地域福祉活動の母体となる地域運営組織設立地区において福祉部に地区社協機能を持てるように、行政関係課と連携し21地区で地域運営組織が立ち上がった。 ・地域運営組織準備地区では、必要に応じて協議の場等に参加し既存の福祉活動の継続の相談・助言を行ったり、将来計画作成のワークショップに参画し地域支援を行った。 ・コロナ禍において、地域のつながりを保ち続けるため、ご近所や友人に声かけをすることの必要性を啓発した。その一環として、「笑顔・結びプロジェクト」と題して、写真コンテストや川柳コンテスト、折り紙作品展を企画し、福祉大会で表彰・展示を行い、見守り活動の機運醸成を図った。 ・小地域ケア会議が各地域に定着するとともに、地域課題の協議が促進されるよう行政福祉担当者と連携をしながら推進していくことが必要。 ・市域全体の福祉課題の共有、課題解決に向けた協議の場の設置に向け、行政担当課等と協議し連携をとりながら進める必要がある。
<p>■地区社会福祉協議会の支援</p>	<p>地域住民や関係機関と連携し、地域の福祉課題の解決に向け、地区社協における支え合い活動を推進するとともに、地域共生社会実現に向けての組織づくりの支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協の支援として地域福祉活動助成金を交付するとともに地区担当職員を設置し、地域活動の相談ができる体制を整えることができた。 ・福祉連絡会や小地域ケア会議を地区社協と共に実施し、地域の福祉課題を共有する場を提供し、活動充実の支援を行うことができた。 ・課題解決に向けた活動創出を行う地区では、情報提供や進め方等についての相談に応じ、活動実施に向けての支援を行うことができた。 ・地域運営組織設立準備地区に対して、行政担当課、地域担当職員、地区担当と連携し、地区社協機能が移行できるよう支援することができた。(21地区) ・上市地区では第2次小地域福祉活動計画策定支援を、地域運営組織立ち上げ地区では将来計画策定支援を行い、専門性を活かした支援を行うことができた。計画策定地区は、計画的に地域福祉が推進できている。 ・地域組織化、地区社協設立の目的を継続して確認したり情報交換をする場を設け、支え合い活動の意識醸成を図っていくことが必要である。 ・地域運営組織立ち上げ地区では、福祉活動に携わっていなかった子どもや地域住民を巻き込むことができた。 ・地域住民が身近な福祉活動へ参加意欲が高まるような講座等を実施していくことが必要である。 ・地域運営組織の福祉部を地区社協と位置付けるなど、新たな体制となったため、各地区に地区社協が周知され、定着していくため、地区社協連絡会議を定期的に行っていく必要がある。
<p>■無理しない地域づくり講座</p>	<p>地域活動の担い手や協力者を増やすために、無理なく楽しく地域活動が行えるような講義や演習等の機会を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受講をきっかけに新たな活動に取り組んだり、地域活動を充実したりするなど、社会資源の開発・充実に繋がった。また、地区のリーダーとしての活動を始めた人もいるなど、地域活動の担い手養成に大きな効果があった。 ・今後、地域活動を行う人や、その理解者・協力者を増やすことが必要であるため、リーダー養成も含め講座の実施方法の見直しを行い、地区社会福祉協議会の支援において人材育成を行う。

【基本目標 3 福祉環境の充実を図ろう】

事業名	事業内容	評価
■なんでも相談会	市民が抱える多様で複雑な問題に対し、市内外の法律、福祉、介護等の専門職が無料で相談に応じる相談会を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士、司法書士をはじめ各専門職の相談員の協力により、スムーズな相談対応ができています。また、無料かつ予約が必要ないことで、市民にとって相談しやすい場となっている。
■心配ごと相談	市民が抱える生活上の悩みや心配ごとを民生委員に相談できる相談会を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数は少ないが、住民に身近な民生委員が相談員となり、市民が気軽に相談できる場としての役割を果たすことができています。 ・支所で毎月1回開催していた心配ごと相談は、相談件数が少ないことから廃止したが、困りごとの相談は随時社協で受けている。
■法律相談	弁護士による無料相談会を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が気軽に弁護士に相談できる場の一つとして活用されている。
■生活困窮者自立支援事業	(自立相談支援事業) 経済的困窮や、ひきこもり、社会的孤立等のあらゆる相談に応じ、本人が課題解決できるよう継続的に支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的困窮や、ひきこもり、社会的孤立等のあらゆる相談に応じることができた。 ・フードドライブ事業の周知が進み、様々な団体の協力が得られるようになった。 ・緊急支援など支援ツールを充実させながら、市民にとって身近な相談窓口の一つとして、多くの機関と共に生活困窮者への支援に取り組むことができた。 ・物価高やコロナ禍などの影響で、生活に困る世帯の相談窓口となっている。 ・食の支援と居場所づくりを目的に、関係団体等の協力を得てびおーらキッチンを行い、相談につながるきっかけづくりと地域住民の生活困窮者等への理解促進につながった。 ・歳末たすけあい訪問実施に合わせて、準要保護世帯の中の希望世帯にフードドライブ事業の食材を詰め合わせた「びおーらBOX」を送り、食料支援と生活に困ったときの相談窓口の周知ができた。 ・フードドライブ事業を活用しコロナ禍で困窮する大学生への支援を行うとともに、困ったときの相談窓口の周知をすることができた。 ・民生委員を対象に生活困窮者支援についての研修会が定着することで、この事業の理解促進を図ることができた。 ・年1回全戸に対して生活支援相談センターのチラシを配布したり、社協だよりやSNSでの広報、コンビニ等の公共機関のトイレにカードを設置し、相談窓口の周知に努めることができた。 ・支援調整会議等を行い、関係する他機関と連携して支援をすることができた。 ・実務者連絡会が定着し、関係機関との連携促進を図ることができた。 ・成果が可視化しにくい事業であることと、相談者によっては複数の機関が連携し継続的な支援が必要なため、他機関を含めた相談員間の情報共有を密にするとともに、プラン策定による言語化・数値化とプランに基づく継続支援の仕組みを定着させる必要がある。 ・複雑多岐にわたる相談を受ける中で、専門性を発揮した支援ができるように、相談員間での情報共有や自己研鑽の機会を確保していくことが必要である。
	(家計改善支援事業) 家計に問題を抱える生活困窮者の相談に応じ、相談者自ら家計管理ができるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の家計状況を分かりやすく見える化したうえで相談支援を行い、生活の再建につながった。 ・複合的な課題を抱えている世帯も多いため、他機関との連携や、支援者を増やし、チームによる支援をしていくことが必要。

事業名	事業内容	評価
<p>■法人後見・権利擁護推進事業</p>	<p>判断能力が不十分な高齢者や障がい者などの権利と財産を守るために、法人として成年後見人を受任します。また、成年後見に関する相談に応じ、成年後見制度の普及啓発や利用促進を図るとともに、地域住民や市、専門職、関係機関と連携し、権利擁護の推進を図ります。</p>	<p>◇法人後見事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受任件数が年々増加している中で、被後見人に寄り添った支援を行い、内部監査の実施など適正な事業運営に努めた。 ・法人後見支援や相談支援を通じて、市内で着実に成年後見制度の普及啓発に取り組むことができた。 ・障がい特性がある被後見人など、対応が困難なケースが多く、専門性を発揮した支援ができるように、情報共有や自己研鑽の機会を確保していくことが必要。 ・法人後見のニーズが増えていくことが予想されると思われるため、引き続き市民後見人の育成を行うことが必要。 <p>◇成年後見相談センター（中核機関）の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の相談に応じ、制度の概要説明をはじめ、関係機関との調整や繋ぎなどを行うことができた。 ・市民後見人からの相談に応じ後見人支援を行い、人材育成を継続的に行うことが必要。 ・権利擁護推進セミナー、出前教室、チラシ作成配付、社協だよりや、成年後見制度を分かりやすく説明するための寸劇動画を作成し普及啓発を積極的に行った。 ・被後見人の関係者で支援チームを形成し、意思決定の支援をすることができた。
<p>■日常生活自立支援事業</p>	<p>判断能力が不十分な高齢者や障がい者等の福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援をおこないます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援をすることができた。 ・利用者で判断能力が低下した方を成年後見制度へ移行する支援を行った。 ・利用者は増加傾向にあり、生活支援員の確保が必要である。 ・発達障がい者や知的障がい者の方の利用が多い傾向にあり、専門性を発揮した支援ができるように、情報共有や自己研鑽の機会を確保していくことが必要である。 ・他機関支援者と連携を密にして支援を行う必要がある。
<p>■生活福祉資金貸付事業</p>	<p>低所得者や高齢者、障がい者世帯などへの資金貸付による経済的支援及び相談援助を行います。</p>	<p>◇生活福祉資金貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し資金の貸付の相談の窓口として、関係機関と連携し相談援助を行うことができた。 ・生活相談支援センターや他機関、民生委員等と連携、役割分担をしながら支援していくことが必要である。 <p>◇新型コロナ緊急小口資金等特例貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ緊急小口資金等特例貸付の窓口として対応し経済的支援や、生活相談支援センターと連携した相談や支援を行うことができた。 <p>◇市町村社協相談支援体制強化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付世帯の状況を把握してスクリーニングを行い、支援が必要な世帯を抽出し、借受人の生活課題の把握と課題に応じて、生活相談支援センターなどと情報共有しながら、適切な情報提供や相談支援を行うことができた。 ・スクリーニング結果を踏まえた相談希望者等へのフォローアップなど、必要なタイミングで必要な支援につながるよう、生活相談支援センターや他機関と連携、役割分担をしながら支援していくことが必要である。
<p>■家族介護者のつどい・くつろぎの家</p>	<p>在宅介護者同士の交流や心身のリフレッシュの機会をつくります。また、家庭で介護を受けている方の一時預かりも同時に行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で、開催の中止もあったが、在宅介護者にとっては心身のリフレッシュの場や交流の場となっているとともに、専門職と気軽に相談ができる場となっている。 ・社会情勢の変化に伴い、実施方法等について検討が必要である。

事業名	事業内容	評価
■ピオーラカフェ	認知症やその家族、地域の方が気軽に参加でき、交流や専門職への相談ができる場をつくり、認知症への理解を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人やその家族、地域の方が気軽に立ち寄り交流できる場として定着した。 ・認知症への理解促進のために様々なテーマで研修を行ったり、新見公立大学生のボランティアの協力もあり、大学生と地域住民との交流の機会となっている。
■高齢者等生活応援事業	ひとり暮らしの高齢者で、支援が必要にもかかわらず、公的サービスによる支援が受けられない方に対して、ホームヘルプサービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・今期計画の間、利用する方はいなかった。 ・当事業はホームヘルパーが家事等の支援を行うものであったが、掃除などの支援が必要な場合については、生活困窮者自立支援事業などにおいてボランティアや関係機関と連携して取り組んでいくこととし廃止する。
■障害者移動支援	障がい者等の通院や外出支援を目的として、福祉車両の貸出を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいがある人等の通院や外出支援のために、福祉車両の貸出をすることができた。
■地域における公益的取組の促進	新見市社会福祉法人連絡協議会と連携して、地域における制度の狭間にある様々な課題解決に向けて取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・各法人が相互に連携し一緒に取り組もうという機運が徐々に高まり、活動も定着化してきており、相互連携の基盤整備ができた。 ・各法人が抱える介護人材の確保の問題など、法人運営の課題が大きいため、無理のない活動を行いながら、連携強化を進めることが必要。また、会の趣旨を再確認するとともに、地域における課題の共有化を図りながら、地域課題への具体的な取組を引き続き検討していくことが必要。

写真で見る社協の取組

— 第3次新見市地域福祉活動計画 —



にいみ福祉大会 折り紙作品展



ふれあいサロン (大田地区)



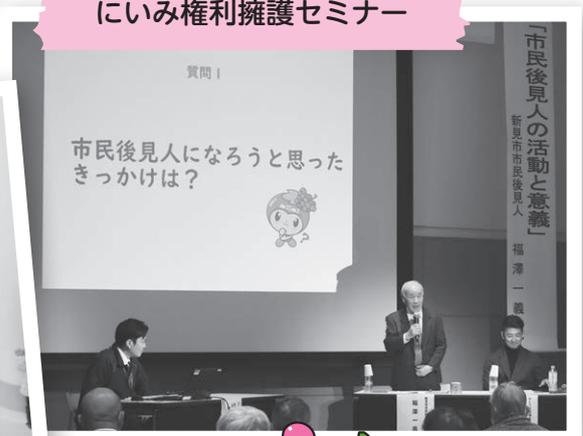
地区社協情報交換会



小地域ケア会議 (足見地区)



ぴおーらキッチン



にいみ権利擁護セミナー



資料5

第4次新見市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法人新見市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、地域住民がお互いに助けあい、協力して地域の社会福祉の増進を図るために、第4次新見市地域福祉活動計画（以下、「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、第4次新見市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本会会長が特に必要と認めること

(委員)

第3条 委員会の委員は20名以内で組織し、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他本会会長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定にかかる事務が終了するまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いた時に委員の職を失うものとする。

(役員)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し組織を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(連携)

第7条 策定にあたり、新見市及び関係各課との連携に努め、新見市地域福祉計画との整合性を十分図るものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

資料6

第4次新見市地域福祉活動計画策定委員名簿

番号	団体名	役職	氏名	備考
1	新見市議会 文教福祉常任委員会	委員長	小河 俊文	
2	公立大学法人 新見公立大学	教授	山本 浩史	副委員長
3	一般社団法人 新見医師会	会長	太田 隆正	委員長
4	新見市身体障害者福祉協会	会長	横田 正	
5	社会福祉法人 哲西福祉会 特別養護老人ホーム哲西荘	施設長	藤村 晃	
6	社会福祉法人 恵愛会 特別養護老人ホームおおさ苑	事務長	山形 昌之	
7	岡山県健康の森学園支援学校	副校長	上野 信義	
8	新見市障害者自立支援協議会	会長	奈須 利雄	
9	新見市民生委員児童委員協議会	会長	船越 孝則	
10	新見市愛育委員会	会長	平田 国子	
11	新見市社会福祉協議会	会長	逸見 孝明	
12	新見市PTA連合会	副会長	仲田 一行	
13	新見市老人クラブ連合会	女性委員会 委員長	谷村 悦子	
14	支えあう野部の里	会長	中山 淳子	
15	上市地区社会福祉協議会	会長	宮本 幸子	
16	岡山県備中県民局 新見地域事務所 新見地域保健課	課長	小椋 泉	
17	新見市福祉部	部長	古家 孝之	

資料7

第4次新見市地域福祉活動計画策定経過

実施日	項目	内容
令和5年 5月	担当者打合せ	・計画策定方法について
6月	担当者打合せ	・新見市地域福祉に関するアンケート、福祉委員活動アンケート、中高生向けアンケート内容の協議
7月	推進チーム会議	・新見市地域福祉に関するアンケート、福祉委員活動アンケート、中高生向けアンケート内容の協議 ・第1回策定委員会について
7月27日	第1回策定委員会	・委員長・副委員長の選任について ・計画の概要について
8月	担当者打合せ	・アンケート内容（団体）の協議
9月	担当者打合せ	・ワークショップについて
10月	作業チーム会議	・第3次計画評価
11月	推進チーム会議	・第3次計画評価まとめ ・ワークショップについて
11月14日	事業評価委員会	・第3次計画評価について
11月29日	地区社協情報交換会	・ワークショップ
11月29日	第2回策定委員会	・アンケート結果の報告 ・第3次計画評価の報告
12月	作業チーム会議	・基本目標に基づく現状と課題・取組の方向性についての素案検討
1月	推進チーム会議	・第4次計画素案作成
2月2日	第3回策定委員会	・第4次計画素案について検討
2月16日～ 3月7日	パブリックコメント	・第4次新見市地域福祉活動計画(案)について意見聴取
3月21日	理事会	・第4次新見市地域福祉活動計画(案)について
3月28日	評議員会	
3月28日	第4回策定委員会	

資料8 用語解説

	単 語	意 味
あ 行	アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。
か 行	キャラバンメイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の企画、立案を担い、講師役を務めていただく人。
さ 行	社会的孤立	家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態のこと。
	小地域ケア会議	身近な暮らしの圏域において、一人の困りごとを地域の問題として捉え、住民と専門職が一緒になって話し合い、支え合いの取組を考えていく協議の場。
	成年後見制度	知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者等、判断能力が不十分で、自分自身の権利を守ることができない人の財産管理等を支援する制度。
	生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
	生活支援 コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（調整）機能を果たす人。
	生活支援員	日常生活自立支援事業において契約締結後、生活支援計画にもとづき自立生活支援専門員など職員の指示のもと、定期的な支援を行う人。
	市民後見人	養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人。

	単 語	意 味
た 行	地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地区社会福祉協議会	地域の福祉課題に対して、その地域で暮らす人々の地域のつながりを活かしながら取り組む住民主体の組織。町内会・自治会、民生・児童委員、他の活動団体等、その地域に関わるメンバーで構成される。
	地域における公益的な取組	高い公益性をもった社会福祉法人が、地域の生活課題や住民の困りごとを解決する仕組みを創る取組。
	中間的就労	心身の不調や長期のブランクなどによる“働きづらさ”を抱え、すぐに就労することが難しい人に、本格的な就労へのステップとして、短期間の軽作業など可能な形で働ける場を提供しながら自立を支援すること。
	地域運営組織	地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。
	中核機関	成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度を必要とする人が安心して制度利用できるよう地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの中核となる機関。
な 行	新見市生活相談支援センター	経済的な理由による生活困窮や地域での孤立など、あらゆる生活課題への相談に応じ、相談者に寄り添いながら支援を行う機関。新見市より委託を受け社協が運営。
	新見市成年後見相談センター	高齢者や障害のある人等で、日常生活において支援が必要な状態にもかかわらず、環境上の問題や経済的な理由等により十分な支援が受けられていない人などに対して、成年後見制度等、適切な権利擁護の支援が行われるよう各種相談に応じる機関。新見市より委託を受け社協が運営。
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝い、預金通帳等の預かりを行う事業。

	単 語	意 味
は 行	福祉委員	地域の高齢者や障がいのある人等の世帯の見守り活動や声かけ、気になることがあった時に民生委員・児童委員や関係機関へ連絡するなど、地域の福祉課題（困りごと）を早期発見する「地域のアンテナ役」。各地区から選出された福祉委員を社協会長が委嘱する。
	福祉連絡会	福祉委員や民生委員・児童委員、地区社協関係者などが情報交換及び地域の福祉課題について共有することにより、相互の連携を図る場。
	フードドライブ	家庭や事業所などで眠っている食料品等を寄付により募り、生活に困窮している人に必要な食品等を無償で提供する取組。
	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO 法人等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
ま 行	民生委員・児童委員 主任児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。 民生委員・児童委員のうち、妊産婦や児童に特化して支援活動を行う人を主任児童委員という。

第4次新見市地域福祉活動計画

編集・発行 社会福祉法人 新見市社会福祉協議会

〒718-0016

岡山県新見市金谷640-1

TEL 0867-72-7306

FAX 0867-71-2088

<http://www.shakyo-niimi.jp>

令和6年3月



社会福祉法人 新見市社会福祉協議会

〒718-0016 岡山県新見市金谷640-1
(新見市地域福祉センター内)
TEL:0867-72-7306 FAX:0867-71-2088
<http://www.shakyo-niimi.jp>

大佐支所

〒719-3503 新見市大佐小阪部1469-1
(おおさ総合センター内)
TEL:0867-98-3119

神郷支所

〒719-3611 新見市神郷下神代3946
(神郷地域福祉センター内)
TEL:0867-92-6677

哲多支所

〒718-0303 新見市哲多町本郷246-4
(新見市役所哲多支局内)
TEL:0867-96-3111

哲西支所

〒719-3701 新見市哲西町矢田3604
(きらめき広場・哲西内)
TEL:0867-94-3333